

4 災害救助法関係様式

様式 1

災害救助費概算額調 (災害名)

伊勢市

種 目 別 区 分			員数	単価	金額	備 考
I 救 助 業 務 に 要 し た 経 費				円	円	
1 救 助 費						
(1)	避難所設置費	避難所	延人			
		福祉避難所	延人			
		ホテル・旅館など	延人			
計			延人			
(2)	応急仮設住宅設置費	建設型仮設住宅	世帯			
		借上型仮設住宅	世帯			
		応急修理期間における応急仮設住宅の使用	世帯			
		計	世帯			
(3)	炊出しその他による食品の給与費		延人			
(4)	飲料水の供給費					
(5)	被服寝具その他必需品給付費	全壊(焼)流出	世帯			
		半壊(焼)・床上浸水	世帯			
		計	世帯			
(6)	医療及び助産費	医療	延人			
		助産	延人			
		計	延人			
(7)	被災者の救出費		人			
(8)	住宅の応急修理費	半壊以上	世帯			
		準半壊	世帯			
		計	世帯			
(9)	生業に必要な資金の貸与費		世帯			
(10)	学用品の給与費	小学校児童	人			
		教科書	人			
		文房具等	人			
		中学校生徒	人			
		教科書	人			
		文房具等	人			
計			人			
(11)	埋葬費	大	人			
		小	人			
		計	人			
(12)	死体の処理費	死体の処理費	体			
		洗浄、縫合、消毒等	体			
		一時保存	体			
		検案	体			
計			体			
(14)	障害物の除去費		世帯			
(15)	輸送費					
(16)	賃金職員等雇上費					
2	実費弁償費		人			
3	扶助金		件			
4	損失補償		件			
5	法第19条の補償					
II 救 助 事 務 に 要 し た 経 費						
1	都道府県事務費					
2	市町村事務費					
3	法第20条第1項の求償に係る事務費					
4	災害ボランティアセンターの設置・運営(委託費)					
(合 計)						

様式一覽 第7編

概況	災害救助基金現在高 (令和 年 4 月 1 日) A		円	備考
	当該年度における災害救助基金最少額 B		円	
	差引過△不足額 A - B = C		円	
	当該年度要積立額 D		円	
	当該年度積立予定額 E		円	
災害救助基金現在残高内訳 災害救助基金運用状況	法第 26 条第 1 号の方法		円	
	同条第 2 号の方法		円	
	同条第 3 号の方法		円	
	計		円	
前年度決算状況	災害救助基金現在高 (令和 年 4 月 1 日) F		円	
	災害救助基金最少額 G		円	
	差引過△不足額 (F - G) H		円	
	要積立額 I		円	
	積立額 J		円	
	支出額 K		円	
	応急仮設住宅私下収入金	基金繰入額	円	
		その他	円	
生業資金返還額	基金繰入額	円		
	その他	円		

(注)「前年度決算状況」の各欄のうち、額が確定していないものについては見込額とすること。

様式 3

避難所設置及び避難生活状況

					市町村名	伊勢市	
避難所の名称	種別	開設期間 月 日 ~ 月 日	延人員 人	物品使用状況		実支出額	備考
				品名	数量		
計							

- (注) 1 「種別」欄は、避難所、福祉避難所、ホテル・旅館などの別に記入すること。
 2 物品の使用状況は、開設期間中に使用した品目別、使用数量を記入すること。
 3 「備考」欄は、別に作成する領収書等支払資料の整理番号を記載する。

第7編
様式一覧

様式 4-1② (建設型応急住宅)

応急仮設住宅台帳 (その2)
(建設型応急住宅)

町町村名	施設番号	地区・住宅(団地)名	構造				区分		竣工戸数	完成戸数	集会所	集会所数	竣工日	完成予定日	竣工公表日	リース購入の別	税引総額(円) (リースの場合はリース料に相当する額)	総費用		所有地等借地料 (円/年(円))	居住者		締結日		
			モバイルトラック	コンクリート	基礎	仕様	仕様	敷地										3年あたりの平均価格(円)	総費用(円) (リースの場合はリース料に相当する額)		3年あたりの平均価格(円)	完成日		入居日	世帯数
〇〇市	1	〇〇総合運動公園住宅(団地)	モバイルトラック	コンクリート	基礎	仕様	敷地	50	50	1	〇〇〇〇	〇〇月〇〇日	〇〇月〇〇日	〇〇月〇〇日	リース	291,414,000	5,714,000	5,714,000	0	△月△日	△月△日	48	144		
	2	〇〇〇新設住宅	木造	木造	有基礎	コンクリート	コンクリート	20	20	1	〇〇〇〇	△月△日	△月△日	△月△日	購入	105,000,000	5,000,000	5,000,000	12,000,000	△月△日	△月△日	19	36		
	3																								
	4																								
	5		計																						
	1																								
	2																								
	3																								
	4																								
	5		計																						
	1																								
	2																								
	3																								
	4																								
	5		計																						

- (注) 1 「地区・住宅(団地)名」欄は、応急仮設住宅の住宅(団地)名を記入すること。
 2 「構造区分」欄は、「木造」、「プレハブ」、「モバイルトラック」、「コンクリート板」、「ブロック敷」、「布基礎」、「べた基礎」住宅等の別を記入する。
 3 「基礎区分」欄は、「木杭」、「コンクリート板」、「ブロック敷」、「布基礎」、「べた基礎」住宅等の別を記入する。
 4 「仕様等」欄は、福祉仮設住宅やバリアフリー住宅等、入居者に配慮した設備の内容がわかるように記入すること。
 5 「敷地区分」欄は、公私有別とし、有無償の別をも明らかにすること。
 6 「集会所」欄は、集会所又は談話室の設置戸数を記入すること。なお、設置していない場合は「-」を記入すること。
 7 「リース購入の別」欄は、「リース」又は「購入」を記入すること。
 8 「総額」欄は、団地別に建設に要した総額(リースの場合は解体費用等を含む)を記入すること。なお、集会所の費用も合算して記入すること。
 9 「うち、集会所」欄は、団地別に建設に要した集会所(リースの場合は解体費用等を含む)を記入すること。
 10 「1戸あたりの平均価格」欄は、総額から集会所を差し引いた金額を戸数で除して算出した金額を記入すること。
 11 「民有地等借地料(年額)」欄は、応急仮設住宅の建設のために借上げた地代について、年額を記入すること。
 12 「入居日」欄は、応急仮設住宅の鍵の受渡しを開始した日を記入すること。
 13 「世帯数」「入居人数」欄は、実際に応急仮設住宅に入居した世帯数と人数を記入すること。(原則、1世帯1室であるが、被災前に2世帯住宅に入居していた場合は、2世帯として差し支えない。)
 14 「解消日」欄は、応急仮設住宅から全ての入居者が退去した日を記入すること。
 15 本様式とともに、応急仮設住宅に係る「位置図」、「配置図」、「平面図」、「仕様書」及び「見積書」も提出すること。



様式 6

飲料水の供給簿

供給対象箇所の名称	供給期間 月 日～ 月 日	市町村名	伊勢市
		実支出額	備考
		円	
計			

(注) 「備考」欄は、別に作成する領収書等支払資料の整理番号を記載する。

様式 7

被服、寝具その他生活必需品の給与状況

住家被害程度区分		世帯主 氏名	基礎となつ た世帯構 成人員	給与月日 月 日	物資給与の品名			伊勢市	
					市町村名	実支出額	備考		
			人		〇〇	〇〇	...	円	
計	全壊	世帯							
	半壊	世帯							

- (注) 1 住家の被害程度に、全壊(焼)流失又は半壊(焼)床上浸水の別を記入すること。
 2 受領年月日に、その世帯に対して最後に給与された物資の受領年月日を記入すること。
 3 「物資給与の品名」欄は、実際に給与した物品名を品名として記載し、各給与数を記入すること。
 4 「備考」欄は、別に作成する領収書等支払資料の整理番号を記載する。

様式 8

救護班活動状況

救護班

月日	市(区)町村名	品目	措置の概要	経費	備考
				円	
計				円	

(注) 「備考」欄に班の編成、活動期間を記入すること。

様式 9

病院診療所医療実施状況

診療 機関名	患者氏名	診療期間 月 日	病名	市町村名				金額	備考
				診療区分		診療報酬			
				入院	通院	入院	通院		
							点		
計 関	機 人								

(注) 「診療区分」欄は該当欄に○印を記入すること。

第7編
様式一覧

助産台帳

分べん者 氏名	分べん 日時	助産機関名	市町村名	伊勢市	
			分べん期間	金額	備考
			月 日 ~ 月 日	円	
計					

被災者救出状況記録簿

年月日 月 日	救出用機械器具等		市町村名	伊勢市
	機械器具等名称	数 量	金 額	備考
			円	
計				

- (注) 1 備考欄には使用した機械器具の使用用途概略を記載すること。
 2 他市町村に及んだ場合には、備考欄にその市町村名を記入すること。

様式 12

住宅応急修理記録簿

整理番号	世帯主氏名	応急修理期間 月 日～ 月 日	実支出額 円	市町村名	伊勢市
				応急修理箇所概要	摘要
	計 世帯				

(注)1 実施に際し、複数の業者が施工した場合にはその旨を備考欄に記入すること。

生業資金貸付台帳

貸付を受けた者		保証人			事業計画概要	市町村名	伊勢市	
住所	氏名	住所	氏名	職業		貸与期間	貸与金額	備考
							円	
計 世帯								

- (注)1 「貸与期間」欄は「 年 月 日まで 年 月間」を記入すること。
 2 「備考」欄は、償還状況等のてん末を明らかにしておくこと。

様式 14

学用品の給与状況

学校名	学年	児童(生徒)氏名	親権者氏名	給与 月日	給与品の内訳										伊勢市 実支出額	備考	
					教科書					その他学用品							
					国語	算数	理科	社会	その他	鉛筆	ノート	絵の具セット	習字セット	その他			
小学校																	
中学校																	
高校																	

- (注) 1 当該様式は、小学校、中学校、高等学校等教育機関の別に作成すること。
 2 支給する学用品の品目については、教科書、文房具、通学用品、その他の学用品の範囲で個々の実情に応じて給与するものである。
 3 給与月日欄は、その児童(生徒)に対して最後に給与した給与年月日を記入する。
 4 給与品の内訳欄には、数量を記入し、備考欄には別に作成する領収書等支払資料の整理番号を記載する。

埋葬台帳

死亡年月日	埋葬年月日	死亡者		埋葬を行った者		埋葬者				備考	
		市町村名	伊勢市	氏名	年齢	死亡者との関係	氏名	棺(附属品を含む)	埋葬又は火葬料		骨箱
							円	円	円	円	
計											

- (注) 1 埋葬を行った者が市(区)町村長であるときは、遺族の氏名を「備考」欄に記入すること。
 2 市(区)町村長が棺、骨箱等を現物で給与したときは、その旨「備考」欄に明らかにすること。
 3 埋葬を行った者に埋葬費を支給したときは、その旨及び金額を「備考」欄に記入すること。

死体処理台帳

処理年月日	死体発見の日時及び場所	死亡者氏名	遺族		洗浄等の処理			死体の一時保存	市町村名		備考
			氏名	死亡者との関係	品名	数量	金額		伊勢市	伊勢市	
								円	円	円	
計		人									

様式 17

障害物除去の状況

整理番号	住家被害程度区分		除去に要した期間 月 日～ 月 日	市町村名	伊勢市	
				実支出額	除去に要すべき 状態の概要	備考
計	半壊(焼)	世帯				
	床上浸水	世帯				

(注)1 除去に際し、複数の業者が施工した場合はその旨を備考欄に記入すること。

輸送記録簿

輸送 月日	目的	輸送 区間 (距離)	借上等		金額	修繕				市町村名	伊勢市		
			使用車両等			故障車両等		修繕 月日	修繕 費	故障の 概要	燃料費	実支 出額	備考
			種類	台数		名称番号	所有者氏名						
月 日					円						円	円	
計													

- (注) 1 「目的」欄は主たる目的(又は救助の種類名)を記入すること。
- 2 県又は市町の車両による場合は、「備考」欄に車両番号を記入すること。
- 3 借上車両等による場合は、有償無償を問わず記入すること。
- 4 借上等に「金額」欄には、運送費又は車両等の借上費を記入すること。
- 5 「故障の概要」欄には、故障の原因及び故障箇所を記入すること。

様式 18②

賃金職員雇上台帳

自治体名		担当部署		担当者名		電話番号							
伊勢市													
従事した救助 例)応急修理 窓口対応	氏名	雇上期間	日数	日当		時間	時間外勤務手当 単価	手当	移動旅費	支給額	備考		
				単価	合計							手当	支給額
	〇〇〇〇〇	R1.10.1 から R1.11.30 まで	61	9,300	567,300	40	1,300	900	5,000	625,200	手当は、〇〇手当		
計	〇人												

(実費弁償)様式 19

(1) 令第4条第1号から第4号までに規定する者の従事状況

職種	従業員数		従事場所(市町村)	従事期間	実支出額				市町村名	伊勢市	算定基準による算定額	備考
	実人員	延人員			日当	旅費	時間外勤務手当	計				
<ul style="list-style-type: none"> ・医師 ・歯科医師 ・薬剤師 	人	人			円	円	円	円			円	
<ul style="list-style-type: none"> ・保健師 ・助産師 ・看護師 ・准看護師 												
<ul style="list-style-type: none"> ・診療放射線技師 ・臨床検査技師 ・臨床工学技士 ・救急救命士又は 歯科衛生士 												
<ul style="list-style-type: none"> ・土木技術者 ・建築技術者 												
<ul style="list-style-type: none"> ・大工 ・左官又はとび職 												
計												

(注)「備考」欄には、従事者が従事した業務の内容について記入すること。

様式 20

(2) 令第 4 条第 5 号から第 10 号までに規定する者の従事状況

業種	業 者		従事者		従事場所(市町村)	従事期間	実支出額	備考
	数	実人員	延人員	人				
土木又は建築業者 及び これらの者の従業者		人	人				円	
鉄道事業者 及びその従業者								
軌道経営者 及びその従業者								
自動車運送事業者 及びその従業者								
船舶運送業者 及びその他従業者								
港湾運送業者 及びその従業者								
計								

(注) 「備考」欄には、従事者が従事した業務の内容について記入すること。

様式 21

(3) 扶助金の支給状況

扶助金種類	件数	実支出額	積算基礎	備考
		円		
計				

- (注) 1 「積算基礎」欄には支給基礎額及び支給額の積算基礎等を記入すること。
 2 「備考」欄には、扶助金の支給を必要とした原因等の概要を記入すること。

様式 22

(4) 損失補償費の状況

種類	実支出額	積算基礎	備考
計	0		

(注) 1 「種類」欄には、法第5条の管理、使用、保管および収容の別に区分して記入すること。

2 「基礎積算」欄には、損失補償の額の積算基礎を記入すること。

3 「備考」欄には、損失補償の概要を記入すること。

様式 23

法第 19 条の補償費の状況

区 分	実 支 出 額			備 考
	員 数	単 価	金 額	
1 人 件 費		円	円	
(1) 旅 費				
(2) 役 務 費				
(3) 時 間 外 勤 務 手 当 及 び 深 夜 手 当				
2 救 護 所 設 置 費				
(1) 救 護 器 材 費				
(2) 消 耗 器 材 費				
(3) 借 上 料 損 料				
3 救 護 諸 費				
(1) 薬 剤				
(2) 治 療 材 料				
(3) 医 療 器 具 破 損 料				
(4) 衛 生 材 料				
(5) 死 体 の 処 理 費				
(6) そ の 他				
4 輸 送 費				
5 賃 金 職 員 等 雇 上 費				
6 そ の 他 の 費 用				
7 扶 助 金				
(1) 療 養 扶 助 金				
(2) 休 業 扶 助 金				
(3) 障 害 扶 助 金				
(4) 遺 族 扶 助 金				
(5) 葬 祭 扶 助 金				
(6) 打 切 扶 助 金				
8 事 務 費				
(1) 消 耗 品 費				
(2) 通 信 運 搬 費				
(3) そ の 他				
計				

(注) 「区分」の欄には、適宜必要な欄を設けて費目別に記入すること。

救助事務費の状況

自治体名 伊勢市

費 目	実 支 出 額	備 考
職 員 手 当	円	
時 間 外 勤 務 手 当		
賃 金		
旅 費		
需 用 費		
消 耗 品 費		
燃 料 費		
印 刷 製 本 費		
光 熱 水 費		
修 繕 費		
食 糧 費		
役 務 費		
通 信 運 搬 費		
使 用 料 及 び 賃 借 料		
計		

(注)1 本表に掲げる金額は、災害救助に直接必要と認め支出されたものに限る。災害対策や復旧関係の経費は認めないこと。

2 「備考」欄は、実支出額の内容を記入すること。

様式 24②

救助事務費調査票

自治体名		担当部局	担当者名	電話番号
伊勢市				
具体的な内容		金額	備考	
(ア)時間外(休日、夜間含)勤務手当		超過勤務時間	0	
内訳	避難所の設置・運営	時間	様式 24③ 時間外(休日、夜間含)勤務手当、旅費明細書及び証拠書類となる「勤務時間報告書」等の写し	
	支援物資の荷捌き・搬送	時間	様式 24③ 時間外(休日、夜間含)勤務手当、旅費明細書及び証拠書類となる「勤務時間報告書」等の写し	
	飲料水の供給	時間	様式 24③ 時間外(休日、夜間含)勤務手当、旅費明細書及び証拠書類となる「勤務時間報告書」等の写し	
	医療	時間	様式 24④ 救護班活動状況(総括表)、 様式 24⑤ 同(国公立病院・日赤勤務者) 様式 24⑥ 同(国公立病院・日赤以外勤務者) 様式 24⑦ DMAT活動時間調査票 及び証拠書類となる「勤務時間報告書」等の写し	
	その他	時間	様式 24③ 時間外(休日、夜間含)勤務手当、旅費明細書及び証拠書類となる「勤務時間報告書」等の写し	
(イ)旅費			0	
内訳	避難所の設置・運営		様式 24③ 時間外(休日、夜間含)勤務手当、旅費明細書及び証拠書類となる「旅費請求書・旅行命令簿、請求書、領収書」等の写し	
	支援物資の荷捌き・搬送		様式 24③ 時間外(休日、夜間含)勤務手当、旅費明細書及び証拠書類となる「旅費請求書・旅行命令簿、請求書、領収書」等の写し	
	飲料水の供給		様式 24③ 時間外(休日、夜間含)勤務手当、旅費明細書及び証拠書類となる「旅費請求書・旅行命令簿、請求書、領収書」等の写し	
	医療		様式 24④ 救護班活動状況(総括表)、様式 24⑤ 同(国公立病院・日赤勤務者)様式 24⑥ 同(国公立病院・日赤以外勤務者)様式 24⑦ DMAT活動時間調査票及び証拠書類となる「旅費請求書・旅行命令簿、請求書、領収書」等の写し	
	その他		様式 24③ 時間外(休日、夜間含)勤務手当、旅費明細書及び証拠書類となる「旅費請求書・旅行命令簿、請求書、領収書」等の写し	
(ウ)消耗品費			0	
内訳	医療		様式 24④ 救護班活動状況(総括表)、様式 24⑤ 同(国公立病院・日赤勤務者)様式 24⑥ 同(国公立病院・日赤以外勤務者)及び証拠書類となる「請求書、領収書」等の写し (必要に応じて購入・借上理由書などの会計資料の添付の写し)	
	その他		様式 24⑧ 救助事務費明細書(その他費用)及び証拠書類一式(必要に応じて購入・借上理由書などの会計資料の添付の写し)	
(エ)燃料費			0	
内訳	医療		様式 24④ 救護班活動状況(総括表)、様式 24⑤ 同(国公立病院・日赤勤務者)様式 24⑥ 同(国公立病院・日赤以外勤務者)及び証拠書類となる「請求書、領収書」等の写し	
	その他		様式 24⑧ 救助事務費明細書(その他費用)及び証拠書類の写し	
(オ)食糧費			0	
内訳	医療		様式 24④ 救護班活動状況(総括表)、様式 24⑤ 同(国公立病院・日赤勤務者)様式 24⑥ 同(国公立病院・日赤以外勤務者)及び証拠書類となる「請求書、領収書」等の写し	
	その他		様式 24⑧ 救助事務費明細書(その他費用)及び証拠書類一式(飲酒費用が計上されている場合は救助費の対象外)	
(カ)使用料及び賃借料			様式 24⑧ 救助事務費明細書(その他費用)及び証拠書類一式(目的、期間、運転日報など明確な資料を併せて添付)	
(キ)通信運搬費			様式 24⑧ 救助事務費明細書(その他費用)及び証拠書類一式(目的、期間など明確な資料を併せて添付)	
(ク)その他の経費() ※()内に具体的な経費の種類を記載し、明細書を作成ください。			様式 24⑧ 救助事務費明細書(その他費用)及び証拠書類一式(目的、期間など明確な資料を併せて添付)	
合 計			0	

様式 24③

時間外(休日、夜間含)勤務手当、旅費明細書

勤務の内容 氏名	勤務年月日	勤務の内容	勤務場所 (搬送先の名称)	時間外勤務				自治体名	旅費(円)	証拠書 No.
				開始時間	終業時間	勤務時間(h)	金額(円)			
例)	RO.O.O	避難所の運営及び被災者支援	〇〇小学校	18:00	20:00	2:00	5,000	200	No.①	
						0:00				
						0:00				
						0:00				
						0:00				
						0:00				
						0:00				
						0:00				
						0:00				
						0:00				
						0:00				
						0:00				
						0:00				
						0:00				
						0:00				
						0:00				
						0:00				
						0:00				
						0:00				
計										

救 護 班 活 動 状 況 (国公立病院・日本赤十字社に勤務する者)

機関名	支援先	
実施期間	日数	延人数

1.医療

内容	数量	単位	金額(円)	備考
(ア)薬剤費等			0	※医療に計上
・医薬品、治療材料			0	内訳は品種別に記載。備考欄には単価・数量など積算根拠を記載。
内訳				
・医療機器の修繕費			0	内訳は品種別に記載。備考欄には単価・数量など積算根拠を記載。
内訳				

2.救助事務費

内容	数量	単位	金額(円)	備考
(イ)職員手当			0	※救助事務費に計上(様式 24 に同額を記載)
・時間外勤務手当			0	内訳は職種別に記載。備考欄には単価・数量など積算根拠を記載。
内訳				
(ウ)旅費等			0	※救助事務費に計上(様式 24 に同額を記載)
・旅費			0	内訳は交通機関別に記載。備考欄には単価・数量など積算根拠を記載。
内訳				
・宿泊費			0	内訳は交通機関別に記載。備考欄には単価・数量など積算根拠を記載。
内訳				
(エ)需用費			0	※救助事務費に計上(様式 24 に同額を記載)
・消耗品費			0	内訳は品種別に記載。備考欄には単価・数量など積算根拠を記載。
内訳				
・燃料費			0	内訳は品種別に記載。備考欄には単価・数量など積算根拠を記載。
内訳				
・食糧費			0	内訳は品種別に記載。備考欄には単価・数量など積算根拠を記載。
内訳				

※ 人数は延べ人数。
 ※ 別途、積算根拠の分かる資料を添付すること。
 ※ 「1. 医療」の合計額は「様式 9 病院診療所医療実施状況」に計上すること。
 ※ 「2. 救助事務費」は「様式 24 救助事務費」に各項目ごとに同額を記載し、救助事務費として計上すること。

様式 24⑥

救 護 班 活 動 状 況 (国公立病院・日本赤十字社以外に勤務する者)

機関名	支援先	
実施期間	日数	延人数

1.医療

内容	数量	単位	金額(円)	備考
(ア)薬剤費等			0	※医療に計上
・医薬品、治療材料			0	内訳は品種別に記載。備考欄には単価・数量など積算根拠を記載。
内訳				
・医療機器の修繕費			0	内訳は品種別に記載。備考欄には単価・数量など積算根拠を記載。
内訳				

2.救助事務費

内容	数量	単位	金額(円)	備考
(イ)職員手当			0	※救助事務費に計上(様式 24 に同額を記載)
・時間外勤務手当			0	内訳は職種別に記載。備考欄には単価・数量など積算根拠を記載。
内訳				
(ウ)旅費等			0	※救助事務費に計上(様式 24 に同額を記載)
・旅費			0	内訳は交通機関別に記載。備考欄には単価・数量など積算根拠を記載。
内訳				
・宿泊費			0	内訳は交通機関別に記載。備考欄には単価・数量など積算根拠を記載。
内訳				
(エ)需用費			0	※救助事務費に計上(様式 24 に同額を記載)
・消耗品費			0	内訳は品種別に記載。備考欄には単価・数量など積算根拠を記載。
内訳				
・燃料費			0	内訳は品種別に記載。備考欄には単価・数量など積算根拠を記載。
内訳				
・食糧費			0	内訳は品種別に記載。備考欄には単価・数量など積算根拠を記載。
内訳				

※ 人数は延べ人数。
 ※ 別途、積算根拠の分かる資料を添付すること。
 ※ 「1. 医療」の合計額は「様式 9 病院診療所医療実施状況」に計上すること。
 ※ 「2. 救助事務費」は「様式 24 救助事務費」に各項目ごとに同額を記載し、救助事務費として計上すること。

DMAT(DPAT)活動時間調査票

※ 留意事項

- 応急的な救護活動に要した実際の時間を記入し、待機時間等は除いてください。
- 調査票は、活動者毎、活動日別に記入してください。
- 活動記録等と調査票の内容が一致しているか確認をお願いします。

職種:	氏名:									
活動月日	活動概要	勤務命令時間	時間数	日当	時間外勤務手当	旅費	宿泊費等	備考		
月 日		～	0:00							
月 日		～	0:00							
月 日		～	0:00							
月 日		～	0:00							
月 日		～	0:00							
月 日		～	0:00							
月 日		～	0:00							
合計			0:00	0	0	0	0			

救助の種類	様式番号	様式名	救助の種類に応じた必要書類	
			救助に必要な書類	救助に際し、必要となる証拠書類等
避難所の設置	様式3	避難所設置及び避難生活状況	ア 避難者名簿 イ 救助実施記録日計票 ウ 避難所用物資受払簿 エ 避難所設置及び避難生活状況 オ 避難所設置に要した支払証拠書類 カ 避難所設置に要した物品受払証拠書類	<ul style="list-style-type: none"> 避難所ごとの避難者名簿(入退所日時・世帯数が分かるもの、応援自治体除く) 避難所用物資受払簿、請求書・納品書・領収書・契約書・支出命令書・積算の根拠資料など購入実績、金額等が確認できる書類(備蓄物資は購入時のもの、評価額が異なる場合は評価調書)
	様式4	応急仮設住宅 (建設型応急住宅) (賃貸型応急住宅)	ア 救助実施記録日計票 イ 応急仮設住宅台帳 ウ 応急仮設住宅用地賃借契約書 エ 応急仮設住宅使用賃借契約書 オ 応急仮設住宅建築に係る原材料購入契約書、工事契約書、その他設計書、仕様書等 カ 応急仮設住宅建築に係る工事代金等支払証拠書類	<ul style="list-style-type: none"> 工事に係る工程表、所在地図、配置図、仕様書、見積書 施工前(原状復旧時に必要になる) 設置時及び解体時の施工中及び施工後の写真(工事報告) 救助実施記録日計票(日々の入居状況の整理) 住まいの確保状況調査(日々報告)
炊き出しの給与	様式5	炊き出し給与状況	ア 救助実施記録日計票 イ 炊き出しその他による食品給与物品受払簿 ウ 炊き出し給与状況 エ 炊き出しその他による食品給与のための食料購入代金等支払証拠書類 オ 炊き出しその他による食品給与のための物品受払証拠書類	<ul style="list-style-type: none"> 炊出し受払簿(日毎の給与数が分かるもの、応援自治体除く)、請求書・納品書・領収書・契約書・支出命令書・積算の根拠資料など購入実績、金額等が確認できる書類 (備蓄物資は購入時のもの、評価額が異なる場合は評価調書)
	様式6	飲料水の供給簿	ア 救助実施記録日計票 イ 給水用機械器具燃料及び浄水用薬品資材受払簿 ウ 飲料水の供給簿 エ 飲料水供給のための支払証拠書類	<ul style="list-style-type: none"> 請求書・納品書・領収書・契約書・支出命令書・積算の根拠資料など実績、金額等が確認できる書類 (備蓄物資は購入時のもの、評価額が異なる場合は評価調書)
被服・寝具、生活必需品給与又は貸与	様式7	被服、寝具その他生活必需品の給与状況	ア 救助実施記録日計票 イ 物資受払簿 ウ 物資の給与状況 エ 物資購入関係支払証拠書類 オ 備蓄物資払出証拠書類 (注)法による物資と義援物資は実際上も書類上も明確に区分しておくこと。	<ul style="list-style-type: none"> 申込書(=被災者の被害の程度(全壊・半壊、床上浸水)及び必要な物品を確認した書類)、請求書・納品書・領収書・契約書・支出命令書等
	様式8	救護班活動状況	ア 救護班 (1)救助実施記録日計票 (2)医薬品衛生材料受払簿 (3)救護班活動状況 イ 都道府県又は委任を受けた市町村 (1)救助実施記録日計票 (2)医薬品衛生材料受払簿 (3)救護班活動状況(写) (4)病院、診療所医療実施状況及び診療報酬に関する証拠書類 (5)医薬品衛生材料等購入関係支払証拠書類	<ul style="list-style-type: none"> 活動実績が確認できる書類 協定書、費用支出要綱など 請求書・納品書・領収書・契約書・積算の根拠資料など購入実績、金額等が確認できる書類
医療	様式9	病院診療所医療実施状況		

助産	様式 10	助産台帳	救助実施記録日計票 イ 衛生材料等受払 ウ 助産台帳 エ 助産関係支出証書類 (注)救護班が助産を行った場合は、助産台帳とは別に、救護班活動状況にも明らかにしておくこと。	略
被災者の救出、死体の捜索	様式 11	被災者救出状況記録簿	〔被災者の救出〕 ア 救助実施記録日計票 イ 被災者救出用機械器具燃料受払簿 ウ 被災者救出状況記録簿 エ 被災者救出関係支出証書類 〔死体の捜索〕 ア 救助実施記録日計票 イ 捜索用機械器具燃料受払簿 ウ 死体の捜索状況記録簿 エ 死体捜索関係支出証書類	略
住宅の応急修理	様式 12	住宅応急修理記録簿	(ア) 救助実施記録日計票 (イ) 住宅の応急修理記録簿 (ウ) 住宅の応急修理のための契約書、仕様書等 (エ) 住宅の応急修理関係支払証書類	① 応急修理申込書 (資力に係る申出書、応急修理申込チェックシート含む) ② リ災証明書 ③ 修理見積書 ④ 修理依頼書(市町村→業者宛) ⑤ 応急修理決定通知書(市町村→被災者宛) ⑥ 工事完了報告書 ⑦ 修理前、修理中及び修理後の写真(カラー) ⑧ 支払いをした伝票の写し
生業に必要な資金の貸与	様式 13	生業資金貸付台帳	現在では、この生業資金の貸与制度は運用されていない。	略
学用品の給与	様式 14	学用品の給与状況	救助実施記録日計票 イ 学用品の給与状況 ウ 学用品購入関係支払証書類 エ 備蓄物資払出証書類	略 リ災証明書、 学用品の支払い根拠資料(請求書、納品書等)
埋葬及び死体の処理	様式 15 様式 16	埋葬台帳 死体処理台帳	〔埋葬〕 ア 救助実施記録日計票 イ 埋葬台帳 ウ 埋葬費支出関係証書類 〔死体の処理〕 ア 救助実施記録日計票 イ 死体処理台帳 ウ 死体処理費支出関係証書類	略
障害物の除去	様式 17	障害物除去の状況	救助実施記録日計票 イ 障害物除去の状況 ウ 障害物除去支出関係証書類	障害物の除去申請書類、 リ災証明書、 請求書・支払い根拠書類、 除去前、除去中及び除去後の写真(カラー)
輸送	様式 18	輸送記録簿		請求書・領収書・契約書・支出命令書・積算の根拠資料など実績、金額等が確認できる書類

賃金雇い上げ	様式 18②	賃金職員雇上台帳		・活動実績が確認できる書類 ・協定書、費用支出要綱など ・請求書・領収書・契約書・支出命令書・積算の根拠資料など実績、金額等が確認できる書類
従事命令関係	様式 19	(1) 令第 4 条第 1 号から第 4 号までに規定する者の従事状況	① 医師及び歯科医師 ② 薬剤師 ③ 保健師、助産師及び看護師 ④ 土木技術者及び建築技術者 ⑤ 大工、左官及びひとひ職	略
従事命令関係	様式 20	(2) 令第 4 条第 5 号から第 10 号までに規定する者の従事状況	① 土木建築業者 ② 地方鉄道業者 ③ 軌道経営者 ④ 自動車運送事業者 ⑤ 船舶運送業者 ⑥ 港湾運送業者	略
従事命令関係	様式 21	(3) 扶助金の支給状況	療養扶助金、休業扶助金、障害扶助金、遺族扶助金、葬祭扶助金及び打切扶助金	略
従事命令関係	様式 22	(4) 損失補償費の状況	救助に必要な物資の生産等を業とする者に対して、その物資の保管を命じ、又は救助に必要な物資を収用(取り上げて使う)することができるが、その物資の処分を行う場合においては、損失を補償しなければならない。	略
委託費用の補償	様式 23	法第 19 条の補償費の状況	日本赤十字社が支弁した費用に対し、その費用のための寄付金その他の収入を控除した額を補償する。	略

救助事務費算出表

(単位:円)

救助費総額	区分	対象金額	対象金額	補助率	負担額
	3千万円以下			10%	
	3千万円超え6千万円以下			9%	
	6千万円超え1億円以下			8%	
	1億円超え2億円以下			7%	
	2億円超え3億円以下			6%	
	3億円超え5億円以下			5%	
	5億円超え			4%	
救助事務費限度額					

↑ 救助費総額を入力すること。

※ 救助費総額が3,000万円以下は救助費総額に負担率10%を乗じて算出すること。

5 三重県市町災害時応援協定様式

(様式1)

三重県知事あて
(応援市町長あて)

平成 第 年 月 号
日

応援要請市町長
(公印省略)

応 援 要 請 書

三重県市町災害時応援協定書に基づき、下記のとおり応援を要請します。

記

1. 応援を要請する理由

例) 台風〇〇号による災害

2. 添付書類

○被害状況 (別添様式1)

例) 災害対策本部の設置状況、職員配置状況
人的被害、住家被害、非住家被害、道路被害、ライフライン被害
避難者数など

被害集中地域等、現在の主な対応状況等

○応援要請・計画書 (別添様式2～別添様式4)

例) 要請物資、資機材等の品目、数量、搬入場所、輸送手段、交通情報等
要請人員の職種、人数、派遣場所、活動内容、派遣期間 等
その他必要な事項 (地図等)

3. 連絡先

担当課 : _____
担当者 : _____
電話番号 : _____
FAX番号 : _____
電子メール : _____

(様式2)

応援市町長あて

平成 第 年 月 日

三重県知事

(公印省略)

応援計画書

三重県市町災害時応援協定書に基づき、平成 年 月 日付け第 号により提出された応援要請に基づき、下記のとおり応援計画を作成しましたので通知します。

記

1. 応援市町名及び応援内容

例) ○○市 応援内容：人員派遣、救援物資輸送

2. 添付書類

- 応援要請書(様式1)の写し
- 被害状況(別添様式1)
- 応援要請・計画書(別添様式2～別添様式4)

3. 連絡先

担当課 : _____
担当者 : _____
電話番号 : _____
FAX番号 : _____
電子メール : _____

(様式3)

平成 第 年 月 日

応援要請市町長あて

応援市町長
(公印省略)
(三重県経由)

応援通知書

三重県市町災害時応援協定書に基づき、平成 年 月 日付け、第 号により提出された応援要請による要請を受諾し、下記のとおり応援を行うこととしましたので通知します。

記

1. 応援市町名及び応援内容

例) ○○市 応援内容：人員派遣、救援物資輸送

2. 添付書類

○応援要請・計画書(別添様式2～別添様式4)

3. 連絡先

担当課 : _____
担当者 : _____
電話番号 : _____
FAX番号 : _____
電子メール : _____

(様式4)

平成 第 年 月 日

三重県知事あて
(応援市町長あて)

応援要請市町長
(公印省略)

応援物資受領書

三重県市町災害時応援協定書に基づく本市(町)の応援要請に対して、貴県(市町)より下記のとおり応援物資を受領しましたので通知します。

記

1. 応援物資及び数量

2. 連絡先

担当課 : _____
担当者 : _____
電話番号 : _____
FAX番号 : _____
電子メール : _____

(様式5)

平成 第 年 月 日

三重県知事あて
(応援市町長あて)

応援要請市町長
(公印省略)

応援終了要請書

三重県市町災害時応援協定書に基づき、平成 年 月 日付け第 号により受諾された応援について、下記のとおり終了の要請をいたしますので、よろしくお願ひします。

記

1. 応援終了要請の理由

2. 応援終了要請年月日

平成 年 月 日

3. 連絡先

担当課 : _____
担当者 : _____
電話番号 : _____
FAX番号 : _____
電子メール : _____

(様式6)

平成 第 年 月 日

応援要請市町長あて

応援市町長
(公印省略)
(三重県経由)

応援終了報告書

三重県市町災害時応援協定書に基づき、平成 年 月 日付け、第 号により提出された応援要請に基づく応援については、下記の理由により終了することになりましたので報告します。

記

1. 応援終了の理由

2. 応援終了年月日

平成 年 月 日

3. 連絡先

担当課 : _____
担当者 : _____
電話番号 : _____
FAX番号 : _____
電子メール : _____

(別添様式1) 事態の概要・被害の状況

被害状況速報

防災情報システム入力・出力

(別添様式2)

応援要請・計画書

物 資

県市町名	所属	担当者氏名	連絡先(電話)
応援要請(被災)市町(被災市町記入) 三重県			
応援市町(応援受諾市町記入)			

応援要請内容(被災市町記入)				受諾内容(応援市町記入)							
品目	規格	数量	輸送先住所 名称 電話番号	現地責任者	輸送手段	輸送希望日時	応援市町	数量	規格	数量	発送予定日時
					陸路(可・不可) 海路(最寄港) 空路(最寄\県・市)	月 日 時	〇〇市 〇〇町				月 日 時
					陸路(可・不可) 海路(最寄港) 空路(最寄\県・市)	月 日 時	〇〇市 〇〇町				月 日 時
					陸路(可・不可) 海路(最寄港) 空路(最寄\県・市)	月 日 時	〇〇市 〇〇町				月 日 時
					陸路(可・不可) 海路(最寄港) 空路(最寄\県・市)	月 日 時	〇〇市 〇〇町				月 日 時
					陸路(可・不可) 海路(最寄港) 空路(最寄\県・市)	月 日 時	〇〇市 〇〇町				月 日 時
					陸路(可・不可) 海路(最寄港) 空路(最寄\県・市)	月 日 時	〇〇市 〇〇町				月 日 時
					陸路(可・不可) 海路(最寄港) 空路(最寄\県・市)	月 日 時	〇〇市 〇〇町				月 日 時
					陸路(可・不可) 海路(最寄港) 空路(最寄\県・市)	月 日 時	〇〇市 〇〇町				月 日 時
					陸路(可・不可) 海路(最寄港) 空路(最寄\県・市)	月 日 時	〇〇市 〇〇町				月 日 時
					陸路(可・不可) 海路(最寄港) 空路(最寄\県・市)	月 日 時	〇〇市 〇〇町				月 日 時
					陸路(可・不可) 海路(最寄港) 空路(最寄\県・市)	月 日 時	〇〇市 〇〇町				月 日 時
					陸路(可・不可) 海路(最寄港) 空路(最寄\県・市)	月 日 時	〇〇市 〇〇町				月 日 時
					陸路(可・不可) 海路(最寄港) 空路(最寄\県・市)	月 日 時	〇〇市 〇〇町				月 日 時
					陸路(可・不可) 海路(最寄港) 空路(最寄\県・市)	月 日 時	〇〇市 〇〇町				月 日 時
					陸路(可・不可) 海路(最寄港) 空路(最寄\県・市)	月 日 時	〇〇市 〇〇町				月 日 時
					陸路(可・不可) 海路(最寄港) 空路(最寄\県・市)	月 日 時	〇〇市 〇〇町				月 日 時

(別添様式3)

応援要請・計画書

人員派遣

県市町名	所属	担当者氏名	連絡先(電話)
応援要請(被災)市町(被災市町記入) 三重県			
応援市町(応援受諾市町記入)			

職種	応援要請内容(被災市町記入)				受諾内容(応援市町記入)						
	活動内容 携行品	人数	派遣場所 電話番号	現地責任者	交通手段	派遣期間	応援市町	人数	所属・担当者	人数	派遣期間
					陸路(可・不可) 海路(最寄港) 空路(最寄\県・市)	月 日 ~ 月 日	〇〇市 〇〇町				~ ~ ~
					陸路(可・不可) 海路(最寄港) 空路(最寄\県・市)	月 日 ~ 月 日	〇〇市 〇〇町				~ ~ ~
					陸路(可・不可) 海路(最寄港) 空路(最寄\県・市)	月 日 ~ 月 日	〇〇市 〇〇町				~ ~ ~
					陸路(可・不可) 海路(最寄港) 空路(最寄\県・市)	月 日 ~ 月 日	〇〇市 〇〇町				~ ~ ~
					陸路(可・不可) 海路(最寄港) 空路(最寄\県・市)	月 日 ~ 月 日	〇〇市 〇〇町				~ ~ ~
					陸路(可・不可) 海路(最寄港) 空路(最寄\県・市)	月 日 ~ 月 日	〇〇市 〇〇町				~ ~ ~
					陸路(可・不可) 海路(最寄港) 空路(最寄\県・市)	月 日 ~ 月 日	〇〇市 〇〇町				~ ~ ~
					陸路(可・不可) 海路(最寄港) 空路(最寄\県・市)	月 日 ~ 月 日	〇〇市 〇〇町				~ ~ ~
					陸路(可・不可) 海路(最寄港) 空路(最寄\県・市)	月 日 ~ 月 日	〇〇市 〇〇町				~ ~ ~
					陸路(可・不可) 海路(最寄港) 空路(最寄\県・市)	月 日 ~ 月 日	〇〇市 〇〇町				~ ~ ~
					陸路(可・不可) 海路(最寄港) 空路(最寄\県・市)	月 日 ~ 月 日	〇〇市 〇〇町				~ ~ ~

第8編 連絡先一覧

1 防災関係機関

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号	F A X 番 号
三重県防災対策部 災害対策課	〒514-8570 津市広明町13	N T T 059-224-2189 地上系無線 8-* -8-2189 衛星系無線 7-101-2189	N T T 059-224-2199 地上系無線 8-099-* *-8649 衛星系無線 0-p-7-p-101-8649
南勢志摩地域活性化局 地域・防災課	〒516-0035 伊勢市勢田町628	N T T 0596-27-5115 地上系無線 8-* -26-8-5115 衛星系無線 7-126-5115	N T T 0596-27-5251 地上系無線 8-099-* *-26-8613 衛星系無線 0-p-7-p-126-8613
三重県警察本部 警備第二課	〒514-0006 津市栄町1丁目100番地	059-222-0110 (内5795) 地上系無線 8-147-* *-11 衛星系無線 7-147-11	059-222-2002 (内5769) 地上系無線 8-147 衛星系無線 0-p-7-p-147-19
伊勢警察署 警備課	〒516-0016 伊勢市神田久志本町1481-3	0596-20-0110 地上系無線 8-833-* *-11	0596-20-0110 地上系無線 8-833
東海農政局 三重支局	〒514-0006 津市広明町415-1	059-228-3199	059-225-7066
第4管区海上保安部	〒517-0011 鳥羽市鳥羽1-2383-28 鳥羽運輸総合庁舎	0599-25-0118	0599-26-4998
津地方气象台 防災業務課	〒514-0002 津市島崎町327-2	059-228-6818 地上系無線 8-843-* *-11 衛星系無線 7-843-11	059-228-4745 地上系無線 8-843 衛星系無線 0-p-7-p-843-19
東海総合通信局 総務部総務課	〒461-8795 名古屋市東区白壁1丁目15番1	052-971-9210	052-955-3294
伊勢労働基準監督署	〒516-0008 伊勢市船江1-12-16	0596-28-2164	0596-28-2166
中部地方整備局 三重河川国道事務所総務課	〒514-0006 津市広明町297	059-229-2211 (内352)	059-229-2229
陸上自衛隊第33普通科連隊第3科	〒514-1118 津市久居新町975	059-255-3133 内 235 地上系無線 8-841-* *-11 衛星系無線 7-841-11	同左(切替) 地上系無線 8-841 衛星系無線 0-p-7-p-841-19
陸上自衛隊航空学校 企画室	〒519-0501 伊勢市小俣町明野5593-11	0596-37-0111 地上系無線 8-842-* *-11 衛星系無線 7-842-11	同左(切替) 地上系無線 8-842 衛星系無線 0-p-7-p-842-19
N T T西日本 三重支店	〒514-0033 津市桜橋2-149	059-223-9330 衛星系無線 7-873-11 7-873-12	059-227-6140 衛星系無線 0-p-7-p-873-19
N T T ドコモ			
K D D I			
ソフトバンク			

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号	F A X 番 号
東海旅客鉄道（株） 三重支店	〒514-0009 津市羽所町700番地アスト津内	059-222-7780 (平日昼間) 059-226-6140	059-221-0050
東海旅客鉄道（株） 東海総合指令所		(平日の夜間及び 土、日、祝日) 052-564-2467	
東海旅客鉄道（株） J R 東海伊勢市駅		0596-28-3670	
中部電力パワーグリッド 三重支店	〒514-0033 津市丸の内2-21	(昼間) 059-246-6712 (夜間) 059-228-3339 地上系無線 8-607**11 8-607**12	(昼間) 059-246-6700 (休日・夜間) 059-224-9838 地上系無線 8-607
中部電力パワーグリッド 伊勢営業所	〒516-0037 伊勢市岩渕1-9-24	(昼間) 0596-23-8580 (夜間) 0120-985-330	(昼間) 0596-24-1479 (休日・夜間) 0596-22-3274
東邦ガス株式会社 伊勢サービス・センター	〒516-0008 伊勢市船江2-27-43	0596-28-9101	
伊勢郵便局	〒516-0037 伊勢市岩渕3-6-10	0596-28-2059	0596-27-2054
伊勢地区医師会	〒516-0035 伊勢市勢田町613-12	0596-28-2476	0596-23-6485
伊勢地区歯科医師会	〒516-0076 伊勢市八日市場町13-1	0596-24-1904	0596-27-3833
伊勢薬剤師会	〒516-0014 伊勢市楠部町3039	0596-20-0133	0596-20-0134
日本赤十字社 三重県支部	〒514-0004 津市栄町1丁目891	059-227-4145	
三重交通（株） 運転保安部運転指導課		(昼間) 059-229-5537	
三重交通（株） 中勢営業所		(夜間) 059-233-3501	
三重交通（株） 伊勢営業所・南部貸切営業所	〒516-0016 伊勢市神田久志本町1500	0596-25-7131	
三重県トラック協会 南勢支部	〒515-0507 伊勢市村松町1356-9	0596-37-4267	0596-37-4268
日本LPガス協会伊勢支部	〒514-0803 津市柳山津興369-2	059-227-6238	
近畿日本鉄道（株） 鉄道事業本部名古屋営業局	〒514-0074 四日市市鶉の森1丁目16-11	(昼間) 059-354-7021 (夜間) 059-354-7022	059-354-7024
近畿日本鉄道（株） 鉄道事業本部名古屋輸送統括部運輸部 運行課		(平日の昼間) 059-354-7021	
近畿日本鉄道（株） 鉄道事業部名古屋輸送統括部運輸部 運行課運転指令		(平日の夜間及び 土、日、祝日) 059-354-7022	
近畿日本鉄道（株） 宇治山田駅	〒516-0037 伊勢市岩渕2丁目1-43	0596-28-2767	
日本貨物鉄道（株） 東海支社	〒492-8143 稲沢市駅前1丁目9-3	0587-24-3709	

2 県内市一覧

機 関 名	防災事務連絡窓口	所 在 地	電 話 番 号	F A X 番 号
津市	防災危機管理課	西丸之内23番1号	N T T 059-229-3104 地上系無線 8-201-**-11 衛星系無線 7-201-11	N T T 059-223-6247 地上系無線 8-201 衛星系無線 0-p-7-p-201-19
四日市市	危機管理室	諏訪町1-5	N T T 059-354-8119 地上系無線 8-202-**-11 衛星系無線 7-202-11	N T T 059-359-0286 地上系無線 8-202 衛星系無線 0-p-7-p-202-19
松阪市	安全防災課	殿町1340番地1	N T T 0598-53-4313 地上系無線 8-204-**-11 衛星系無線 7-204-11	N T T 0598-26-9115 地上系無線 8-204 衛星系無線 0-p-7-p-204-19
桑名市	防災対策室	中央町2丁目37番地	N T T 0594-24-1185 地上系無線 8-205-**-11 衛星系無線 7-205-11	N T T 0594-24-1350 地上系無線 8-205 衛星系無線 0-p-7-p-205-19
伊賀市	総合危機管理室	上野丸之内 116番地	N T T 0595-22-9640 地上系無線 8-206-**-11 衛星系無線 7-206-11	N T T 0595-24-0444 地上系無線 8-206 衛星系無線 0-p-7-p-206-19
鈴鹿市	防災安全課	神戸1丁目18番18号	N T T 059-382-9968 地上系無線 8-207-**-11 衛星系無線 7-207-11	N T T 059-382-7603 地上系無線 8-207 衛星系無線 0-p-7-p-207-19
名張市	危機管理室	鴻之台1番町1番地	N T T 0595-63-7271 (時間外2110) 地上系無線 8-208-**-11 衛星系無線 7-208-11	N T T 0595-64-0089 地上系無線 8-208 衛星系無線 0-p-7-p-208-19
尾鷲市	防災危機管理室	中央町10番43号	N T T 0597-23-8118 地上系無線 8-209-**-11 衛星系無線 7-209-11	N T T 0597-22-9343 地上系無線 8-209 衛星系無線 0-p-7-p-209-19
亀山市	危機管理局	本丸町577	N T T 0595-82-1111 地上系無線 8-210-**-11 衛星系無線 7-210-11	N T T 0595-82-9955 地上系無線 8-210 衛星系無線 0-p-7-p-210-19

機 関 名	防災事務連絡窓口	所 在 地	電 話 番 号	F A X 番 号
鳥羽市	総務課	鳥羽三丁目1番1号	NTT 0599-25-1111 地上系無線 8-211-**-11 衛星系無線 7-211-11	NTT 0599-25-3111 地上系無線 8-211 衛星系無線 0-p-7-p-211-19
熊野市	防災対策推進課	井戸町 796番	NTT 0597-89-4111 地上系無線 8-212-**-11 衛星系無線 7-212-11	NTT 0597-89-5501 地上系無線 8-212 衛星系無線 0-p-7-p-212-19
いなべ市	総務課	員弁町笠田新田111番地	NTT 0594-74-5801 地上系無線 8-322-**-11 衛星系無線 7-322-11	NTT 0594-74-5800 地上系無線 8-322 衛星系無線 0-p-7-p-322-19
志摩市	地域防災室	阿児町鶴方3098-22	NTT 0599-44-0203 地上系無線 8-565-**-11 衛星系無線 7-144-615	NTT 0599-44-5252地上 系無線 8-565 衛星系無線 0-p-7-p-144-617

3 災害拠点病院

区分	病院名	所在地	電話番号
基幹	県立総合医療センター	四日市市大字日永 5450-132	0593-45-2321
地域	市立四日市病院	四日市市芝田 2 丁目 2-37	059-354-1111
	三重県厚生連鈴鹿中央総合病院	鈴鹿市安塚町字山之花 1275-53	0593-82-1311
	いなべ総合病院	いなべ市北勢町阿下喜 771	0594-72-2000
	三重大学医学部附属病院	津市江戸橋 2 丁目 174	059-232-1111
	上野総合市民病院	伊賀市四十九町 831 番地	0595-24-1111
	名張市立病院	名張市百合が丘西 1 番町 178 番地	0595-61-1100
	松阪市民病院	松阪市殿町 1550	0598-23-1515
	伊勢赤十字病院	伊勢市船江 1 丁目 471-2	0596-28-2171
	市立伊勢総合病院	伊勢市楠部町 3038	0596-23-5111
	県立志摩病院	志摩市阿児町鶴方 1257	0599-43-0501
	済生会松阪総合病院	松阪市朝日町 1 区 15 番地 6	0598-51-2626
	松阪中央総合病院	松阪市川井町字小望 102	0598-21-5252
尾鷲総合病院	尾鷲市上野町 5-25	05972-2-3111	

4 災害医療支援病院

病院名	所在地	電話番号
桑名東医療センター	桑名市寿町 3 丁目 11 番地	0594-22-1211
青木記念病院	桑名市中央町 5 丁目 7	0594-22-1711
四日市羽津医療センター	四日市市羽津山町 10-8	059-331-2000
亀山市立医療センター	亀山市亀田町 466-1	0595-83-0990
鈴鹿回生病院	鈴鹿市国府町字保子里 112 番地の 1	059-375-1212

病院名	所在地	電話番号
独立行政法人国立病院機構 三重中央医療センター	津市久居明神町 2158-5	059-259-1211
市立伊勢総合病院	伊勢市楠部町 3038	0596-23-5111
紀南病院	南牟婁郡御浜町阿田和 4750	05979-2-1333

5 救急告示医療機関

所在地	病院名	電話番号	診療科目
伊勢市楠部町 3038	市立伊勢総合病院	23-5111	内、循、神内、外、整、形、小、産婦、皮、泌、眼、耳鼻、精、脳外、歯口、麻、放、
伊勢市船江 1 丁目 471-2	伊勢赤十字病院	28-2171	血・感内、肝内、糖・代内、呼内、消内、循、腎内、神内、精、小、外科、整、脳外、呼外、心外、産婦、泌、皮、眼、頭・耳鼻、放、麻、腫内、歯口、緩和ケア、形
伊勢市御菌町高向 810-1	医療法人全心会 伊勢ひかり病院	22-1155	内、神内、外、整、形、小、婦、皮、泌、脳、放、リハ
伊勢市大世古 4 丁目 6-47	医療法人伊勢田中病院	25-3111	内、外、呼内、整、腎内、循、消外

6 市内病院及び診療所等

① 医療機関

医療機関名	所在地	電話
伊勢赤十字病院	船江一丁目 471 番 2	28-2171
市立伊勢総合病院	楠部町 3038	23-5111
伊勢ひかり病院	御菌町高向 810-1	22-1155
伊勢田中病院	大世古 4 丁目 6-47	25-3111
網谷医院	八日市場町 9-12	28-1122
荒木内科循環器科	西豊浜町 5444	38-0555
池田耳鼻咽喉科	浦口 2 丁目 7-4	28-7040
石橋外科内科	河崎 2 丁目 17-11	28-5902
伊勢かめや眼科	神田久志本町 1783	20-1113
いせ眼科クリニック	宮後 3 丁目 8-52	23-7711
伊勢外宮前クリニック	宮後 1 丁目 6-10	21-1115
いせ在宅医療クリニック	御菌町高向 927	20-8104
伊勢志摩腎クリニック	村松町明野 1379-5	38-2622
伊勢志摩診療所	御菌町高向字沖川原 1746-2	63-8881
伊勢志摩レディースクリニック	黒瀬町 671-20	21-0800
いせはまごうくらす内科	黒瀬町 690-2	21-5252
伊勢民主診療所	浦口 4 丁目 2-13	24-7156
いせ山川クリニック	小木町 557	31-0031
伊勢リウマチハンドクリニック	勢田町 569-2	63-5692
いど胃腸科クリニック	一志町 6-7	28-3357
岩田医院	二俣 1 丁目 4-16	28-5356
うにた医院	宮町 1 丁目 7-18	25-0161
海野内科	浦口 2 丁目 2-13	23-1211
うめだクリニック	小木町 520-1	31-3330
江崎眼科クリニック	小木町 470-1	31-3000
大西クリニック	宮後 3 丁目 5-2	28-5570

医療機関名	所在地	電話
大西皮ふ科	岡本3丁目16-1	23-0322
岡田整形外科	小木町680-1	36-6670
おざき内科クリニック	御菌町高向686-27	20-0155
越智医院	小俣町明野726-1	37-2275
小野循環器科・内科	御菌町長屋2181	21-0660
かとうクリニック	一之木4丁目5-36	63-5111
かとう耳鼻咽喉科	小木町183-1	35-0700
角前胃腸科医院	藤里町698-15	23-5211
金子眼科	吹上1丁目5-6	28-3265
亀谷内科胃腸科	岩淵1丁目13-3	22-1105
河北内科	小木町746-1	36-3141
河口外科	神田久志本町1539-6	23-2288
河崎クリニック	河崎1丁目9-37	28-0100
神田小児科	河崎1丁目12-12	22-4545
木村クリニック	船江1丁目2-38	21-0002
久保内科診療所	一之木3丁目5-13	28-8718
倉田医院	常磐2丁目6-20	28-7555
くわやま整形外科リハビリクリニック	西豊浜町108	38-0038
小林胃腸科内科	馬瀬町1007	36-6500
斎田耳鼻咽喉科	藤里町671-5	24-1110
さいとう内科呼吸器科三重スリープクリニック	小俣町相合446	29-1159
さかとお小児科	小木町512-1	31-1511
佐々木クリニック	勢田町431	21-1112
清水内科	神田久志本町1648	22-0100
すぎもと眼科	小俣町元町200-6	23-2960
鈴木小児科クリニック	岩淵2丁目8-38	27-2611
鷺見内科	宮後1丁目8-4	28-2953
高須整形外科	御菌町長屋2107-1	23-3222
高見内科	岡本1丁目4-28	28-3931
宅間内科	船江3丁目6-18	22-0808
たけうち眼科医院	中島2丁目1-10 39ビル1階	22-8166
中條眼科	岩淵2丁目4-1	26-0303
堤内科クリニック	西豊浜町87	37-5030
積木内科小児科	岡本3丁目6-7	28-3738
でぐち内科クリニック	二見町荘2141	44-1711
寺田クリニック	小木町260-1	31-2000
寺田外科医院	一志町3-13	23-1561
寺村内科クリニック	中之町72-1	20-3100
徳田ファミリークリニック	倭町132	28-8425
富川医院	小俣町元町520	22-2626
ないとうヒフ科	船江1丁目8-39	23-7844
永井こどもクリニック	八日市場町5-20	28-2010
なかむら心身医学クリニック	御菌町新開10-3	31-0011
ながや内科クリニック	船江3丁目3-9	27-3000
西井耳鼻咽喉科	一志町7-1	24-3387
西山医院	宇治浦田2丁目4-74	22-3376
西山クリニック	一之木2丁目11-18	21-2480
ハートクリニック福井	御菌町長屋1997-1	26-2111
橋上内科皮膚泌尿器科医院	岩淵2丁目2-3	28-3402

医 療 機 関 名	所 在 地	電 話
畑肛門医院	宮後1丁目8-7	28-2260
畠中医院	大湊町862	36-4572
花田小児科医院	中島2丁目6-13	28-5068
濱口医院	神社港263	36-4671
はまぐち内科クリニック	上地町4210-3	20-9888
林耳鼻咽喉科クリニック	楠部町202-30	20-3387
東谷医院	神久5-7-56	22-1181
東山胃腸科内科	小俣町元町1159-2	22-4309
ひかりの橋クリニック	常磐2丁目4-35	72-8070
藤井整形外科クリニック	楠部町乙139-2	26-2001
ふじさとこどもクリニック	藤里町671-17	20-0220
藤原外科	常磐1丁目15-10	23-1258
二見浦内科・アレルギー科・皮膚科・小児科	二見町茶屋147	42-1122
堀胃腸科医院	河崎1丁目12-1	28-7556
まつだこどもクリニック	桜木町85-180	23-2525
松田内科	桜木町85-131	23-3131
松葉内科	本町5-13	28-7802
松村ヒフ科医院	吹上1丁目3-27	28-2612
松本医院	神社港20-13	36-4693
まつもとクリニック	黒瀬町1215	20-6911
宮村医院	河崎1丁目4-30	28-4747
村松有滝診療所	村松町3294-15	38-1212
森眼科	一之木1丁目14-19	28-2110
森田整形外科	小俣町相合481	20-5111
森本内科・循環器科	河崎1丁目12-2	28-0101
やのはらクリニック	小俣町相合478-4	25-8741
やまぐちレディースクリニック	小俣町本町3321	21-3001
山崎外科内科	楠部町乙77	22-2218
山添整形外科	岡本2丁目1-40	23-1212
やまなかこどもクリニック	小俣町相合480	20-8005
やまむら内科内視鏡クリニック	一之木4丁目2-44	21-3216
山本医院	神久6丁目8-48	20-1145
山本医院	二見町溝口401-1	44-2323
山本内科クリニック	津村町792-1	39-7717
よこやま皮膚科クリニック	宮町1丁目3-24	72-8820
由井医院	岩渕2丁目7-12	27-1187
和気ペインクリニック	岩渕2丁目2-18	21-1380

② 助産施設

医 療 機 関 名	所 在 地	電 話
伊勢赤十字病院	船江一丁目471番2	28-2171
寺田産婦人科	小木町185-1	23-0202
小原産婦人科	宮後1丁目5-3	28-8111
本橋産婦人科	一之木1丁目8-7	23-4103
菊川産婦人科	一之木5丁目15-5	23-1515
伊勢志摩レディースクリニック	黒瀬町671-20	21-0800
玉石産婦人科	御菌町長屋2049	22-5656

③ 歯科医院

医療機関名	所在地	電話
あい歯科クリニック	辻久留町 520-3	20-8148
あけの歯科	小俣町明野 1236-1	25-8991
芦野歯科医院	宮町 1 丁目 12-6	28-4048
荒木田歯科	檜原町 1451	37-2161
伊勢ファミリー歯科・矯正歯科	小木町 538 ララパーク内 1F	36-2264
伊藤歯科	船江 1 丁目 5-60	29-2020
いのうえ歯科医院	西豊浜町 2010-3	37-5544
いらご歯科医院	神久 1 丁目 4-30	22-6001
うえだ歯科クリニック	竹ヶ鼻町 201 サンワード竹ヶ鼻 101 号	36-8400
右京歯科	小木町 558-1	36-5677
宇治山田歯科医院	岩淵 2 丁目 4-37	21-5888
大石歯科医院	倭町 113	25-7186
大山歯科医院	小俣町湯田 590	22-8080
岡村歯科医院	浦口 2 丁目 6-20	23-3567
おかむら歯科医院	久世戸町 72-22	28-1948
岡安歯科医院	八日市場町 1-22	28-2222
おくの歯科クリニック	黒瀬町 133	65-7970
奥村歯科	円座町 1161	39-1515
片山歯科医院	勢田町 103-102	23-1082
加藤歯科医院	辻久留 2 丁目 10-5	23-5252
かどや歯科	二見町西 20-1	43-4554
きくち矯正歯科	御菌町長屋 2061-2	26-0888
北浜歯科クリニック	村松町天神前 4470	37-4870
くまがい歯科医院	旭町 398-7	25-1111
小林歯科医院	岩淵 2 丁目 7-8	28-4098
金剛歯科医院	曾祢 2 目 1-28	28-1560
金剛歯科医院	宇治浦田 3 丁目 15-31	27-5588
佐田歯科	小俣町明野 382-12	37-5822
荘司歯科医院	河崎 2 丁目 12-14	28-9972
杉原歯科	馬瀬町 352-2	35-0805
田岡歯科医院	岩淵 1 丁目 1-29 山本ビル 2F	24-7847
田川歯科	二見町山田原おこし 148-4	43-4822
田口歯科医院中須	中須町 450-4	22-4182
田所歯科	曾祢 1 丁目 6-3	28-2985
田端歯科医院	二俣 1 丁目 6-19	28-3565
富田歯科医院	楠部町 263-69	22-8282
長井歯科医院	東大淀町 747-1	37-2310
中川歯科	神久 2 丁目 1-48	23-0266
中西歯科医院	御菌町高向 808	23-1900
なかの歯科	楠部町 458-1	23-6480
中村歯科クリニック	神田久志本町 1321-2	27-5555
中村歯科	吹上 2 丁目 1-19	25-8801

医療機関名	所在地	電話
にしい歯科クリニック	小俣町本町 341-237	72-8800
にしやま歯科	御菌町王中島 805	28-2917
橋本歯科医院	本町 14-14	28-3859
浜口歯科医院	岡本 3 丁目 16-1	25-1608
東山歯科医院	小俣町本町 90	24-9500
平田歯科クリニック	二見町荘 71-3	44-0003
ふくい歯科クリニック	神久 3 丁目 1-35	24-0121
藤田歯科	常磐 2 丁目 13-7	24-9261
ふじなみ歯科	黒瀬町 1605	27-0033
ふるかわ歯科	小俣町本町 1254	29-4180
まこと歯科	小俣町相合 488-8	23-0204
増田歯科医院	小俣町本町 45	22-0044
松井歯科医院	八日市場町 9-13	63-8809
松崎歯科医院	宮後 3 丁目 1-22	22-2566
松葉歯科医院	御菌町高向 669	23-6489
松村歯科クリニック	宮後 2 丁目 25-21	26-3800
マナブ歯科医院	御菌町長屋 2110-4	22-8288
三木歯科医院	中島 2 丁目 1-3	23-9292
宮川駅前歯科	小俣町本町 185-1	21-0648
めいりん歯科クリニック	岡本 3 丁目 5-2 3	20-8241
元町歯科クリニック	小俣町元町 341-1	21-0770
モリ歯科クリニック	小俣町湯田 1502-4	22-8008
森歯科医院	宮町 1 丁目 13-8	28-4469
森歯科診療所	御菌町新開 469-36	36-0648
山際歯科医院	河崎 1 丁目 4-16	28-7454
山口歯科医院	小俣町元町 1791	24-2321
山口歯科医院	宮後 1 丁目 8-3	28-2426
山崎歯科クリニック	楠部町 510-70	28-4195
やまなかデンタルクリニック	小俣町明野 1067	37-6480
横山歯科	宮町 1 丁目 3-19	28-5938
横山歯科医院	船江 4 丁目 6-30	23-1080

7 市立伊勢総合病院医薬品取引業者

医薬品取引業者	所在地	電話
(株)スズケン 伊勢支店	伊勢市 小木町 474-1	36-6511
アルフレッサ(株) 伊勢支店	〃 楠部町 3187	28-0181
中北薬品(株) 伊勢支店	〃 神田久志本町 1331-6	27-3981

8 輸血用血液製剤の備蓄所

名称	所在地	電話
三重県赤十字血液センター	津市桜橋 2-191	229-3580

9 燃料関係事業所

①県高圧ガス防災事業所

種別	事業所名	住所	電話番号
LPガス	名古屋プロパン瓦斯(株) 伊勢充填工場	明和町新茶屋 460	0596-52-0175
水素ガス	セントラル硝子(株) 松阪工場	松阪市大口町字新地 1521	0598-53-3040 0598-53-3131
酸素ガス	名古屋酸素(株)三重工場	松阪市三雲町大字市場庄 1169	0598-56-2931 059-237-2891
その他	県防災計画資料編参照		

※電話番号の下段は夜間の電話番号

②燃料供給業者

品名	供給業者	支部長電話番号
プロパンガス	(社) 三重県LPガス協会伊勢支部	23-0087

10 協定先

No	名称	協定先	連絡先住所	TEL FAX メール	担当
1	集団災害救護活動協定書	伊勢市医師会	〒516-0035 三重県伊勢市勢田町 613-12	TEL 0596-28-2476 FAX 0596-23-6485	消防チーム
2	災害時相互応援協定	飯田市	〒395-8501 長野県飯田市大久保町 2534 番地	TEL 0265-22-4511 (内線 2431) FAX 0265-24-9316	企画チーム
3	三重県水道災害広域応援協定	三重県・市町村・ 水道供給事業者			上下水道チーム
4	公益社団法人日本水道協会中部地方支部災害時相互応援に関する協定	公益社団法人日本水道協会中部地方支部及び中部地方支部内の県支部			上下水道チーム
5	三重県内消防相互応援協定	三重県・市町村・ 消防一部事務組合			消防チーム
6	災害発生時における伊勢市と伊勢市内郵便局の協力に関する協定	伊勢市内郵便局	〒516-8799 三重県伊勢市岩淵 3-6-10	TEL 0596-28-0098	危機管理課
7	避難場所の相互利用に関する覚書	鳥羽市	〒517-0011 三重県鳥羽市鳥羽三丁目 1-1	TEL 0599-25-1112 FAX 0599-25-3111	危機管理課
8	災害時相互応援協定	西条市	〒793-8601 愛媛県西条市明屋敷 164 番地 西条市庁舎本館 3 階	TEL 0897-52-1282 (直通) TEL 0897-56-5151 (代表) FAX 0897-52-1200 kikikanri@saijo.city.jp	企画チーム
9	三重県災害等廃棄物処理応援協定	県内市町村、広域 環境組合	〒514-8570 津市広明町 13 番地 三重県環境生活部 廃棄物・リサイクル班	TEL 059-224-2385 FAX 059-222-8136	環境衛生チーム

No	名称	協定先	連絡先住所	TEL FAX メール	担当
10	津波に対する緊急避難施設としての使用に関する協定書	伊勢警察署	〒516-0016 三重県伊勢市神田久志本町 1481 番地 3	TEL 0596-20-0110	危機管理課
11	災害時の葬祭業務に関する協定	三重県葬祭業協同組合、伊勢農業協同組合、規格葬儀取扱指定 6 業者	〒511-0854 三重県桑名市蓮花町 1598 番地 〒516-2102 三重県度会郡度会町大野木 1858 番地	TEL 0594-41-4449 FAX 0594-41-4448 TEL 0596-62-1125 FAX 0596-62-1126	環境衛生チーム
13	災害時における特設公衆電話に関する協定書	西日本電信電話株式会社三重支店	〒514-0003 三重県津市桜橋 2-149	TEL 059-223-9330	危機管理課
14	災害時要援護者の要援護者避難所として施設等を使用することに関する協定書	伊勢医心会 特別養護老人ホーム 神路園 養護老人ホーム 万亀会館 特別養護老人ホーム 双寿園 特別養護老人ホーム 第 2 双寿園 特別養護老人ホーム 白百合園 介護老人保健施設 上野の郷 特別養護老人ホーム 正邦苑 特別養護老人ホーム 正邦苑 静乾 特別養護老人ホーム 伊勢あさま苑 介護老人保健施設 山咲苑 特別養護老人ホーム いすず苑 ふたみ介護老人保健施設 シルバークア豊壽園 伊勢赤十字老人保健施設 虹の苑	〒516-0065 伊勢市二俣町 577 番地 9 〒516-0065 伊勢市二俣町 577 番地 1 〒516-0009 伊勢市河崎 3 丁目 15 番 33 号 〒516-0009 伊勢市河崎 3 丁目 15 番 33 号 〒516-0051 伊勢市上地町 3130 番地 〒516-1104 伊勢市上野町字 外野 2855 番地 1 〒515-0507 伊勢市村松町 3294 番地 1 〒515-0507 伊勢市村松町 3355 番地 1 〒516-0021 伊勢市朝熊町字 秋ヶ口 3074 番地 11 〒516-0014 伊勢市楠部町若 ノ山 2605 番地 13 〒516-0014 伊勢市楠部町若 ノ山 2605 番地 33 〒519-0603 伊勢市二見町三 津字池田 855 番地 〒516-8512 伊勢市船江 1 丁目 471 番 2	TEL 0596-22-6010 FAX 0596-22-6011 TEL 0596-22-6010 FAX 0596-22-6011 TEL 0596-27-6177 FAX 0596-23-9227 TEL 0596-27-6177 FAX 0596-23-9227 TEL 0596-27-1511 FAX 0596-27-2188 TEL 0596-39-8088 FAX 0596-39-0081 TEL 0596-38-1800 FAX 0596-37-7488 TEL 0596-38-0505 FAX 0596-37-3999 TEL 0596-20-5511 FAX 0596-20-5577 TEL 0596-23-8000 FAX 0596-63-8200 TEL 0596-28-1010 FAX 0596-28-8282 TEL 0596-44-2525 FAX 0596-43-2711 TEL 0596-28-2171 FAX 0596-28-2965	避難所チーム

No	名称	協定先	連絡先住所	TEL FAX メール	担当
		老人ホーム 高砂寮	〒519-0504 伊勢市小俣町宮前 38 番地	TEL 0596-22-1045 FAX 0596-27-3256	
15	災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定	イオン株式会社 中部カンパニー (伊勢ジャスコ 店内取扱商品等)	〒516-0014 三重県伊勢市楠部町乙 160-2	TEL 0596-26-1500	物資チーム
16	大規模災害時における駐車場の一部使用に関する協定	イオン株式会社 中部カンパニー (伊勢ジャスコ駐 車場)	〒516-0014 三重県伊勢市楠部町乙 160-2	TEL 0596-26-1500	企画チーム
17	地震・風水害・その他の災害応急工事に関する協定	三重県建設業協会 伊勢支部、伊勢 GIS 協同組合、伊 勢広域上下水道組 合	〒516-0035 三重県伊勢市勢田町杉谷 438-6 三重県伊勢市勢田町 612-7 世 古口ビル 2F 〒516-0037 三重県伊勢市岩淵 1 丁目 6- 23	TEL 0596-28-3422 FAX 0596-28-1401 TEL 0596-20-9999 FAX 0596-20-9191 TEL 0596-23-2843	応急復旧チーム
18	災害時における物資提供に関する協定書	コカ・コーラセン トラルジャパン株 式会社	〒461-0045 愛知県名古屋市中区砂田橋 4 丁目 1 番 47 号	TEL 052-723-3131 FAX 052-722-4391	物資チーム
19	災害時における物資供給に関する協定書	伊勢志摩総合地方 卸売市場、青果市 場、魚類市場	〒515-0505 三重県伊勢市西豊浜町 141 番 地 1 三重県伊勢市西豊浜町出雲 141 番地 三重県伊勢市西豊浜町出雲 141 番地	TEL 0596-37-5050 FAX 0596-37-5333 TEL 0596-37-5115 FAX 0596-37-5121 TEL 0596-37-5005 FAX 0596-37-3149	物資チーム
20	災害時における災害復旧用オープンスペースに関する協定書	中部電力 西日本電信電話株 式会社 東邦ガス	〒514-0033 三重県津市丸之内 2 番 21 号 〒514-0003 三重県津市桜橋 2-149 〒456-0004 愛知県名古屋市中区熱田区桜田町 19 番 18 号	TEL 059-226-5555 TEL 059-223-9330 TEL 0596-28-9101	企画チーム
23	災害時における隊友会の協力に関する協定書	社団法人 隊友会 三重県隊友会	〒514-0003 三重県津市桜橋 1-91 (三重地方協力本部)	TEL 059-225-0531 FAX 059-225-0534	企画チーム
24	災害時における物資供給等に関する協定書	コメリ	〒950-1492 新潟県新潟市南区清水 4501- 1	TEL 025-371-4185 FAX 025-371-4151 npo@komeri.bit.or. jp	物資チーム
25	防災に関する基本協定	社団法人 三重県 公共嘱託登記土地 家屋調査士協会	〒514-0005 三重県津市鳥居町 19 番 8	TEL 059-226-0863 FAX 059-229-7629	応急復旧チーム
26	災害時における帰宅困難者に対する支援に関する協定書	三重県石油商業組 合伊勢支部	〒519-0605 伊勢市二見町溝 口 75-2	TEL 0596-43-2717	避難所チーム

No	名称	協定先	連絡先住所	TEL FAX メール	担当
27	災害時における石油類燃料の供給に関する協定書	三重県石油商業組合伊勢支部	〒519-0605 三重県伊勢市二見町溝口 75-2	TEL 0596-43-2717	後方支援チーム
28	災害時における緊急通行妨害車両等の排除業務に関する協定	三重県レッカー事業協同組合	〒514-0019 三重県津市住吉町 2-30	TEL 059-224-7171 FAX 059-246-7656 wrecker@ztv.ne.jp	応急復旧チーム
29	災害発生時における災害応急工事に関する協定書	社団法人 三重県造園建設業協会南勢支部	(協会) 〒514-0003 三重県津市桜橋 2 丁目 177-2 (南勢支部) 〒519-0501 三重県伊勢市小俣町明野 563-1 (たつみ造園)	(協会) TEL 059-225-4646 (南勢支部) TEL 0596-37-4749 (たつみ造園)	応急復旧チーム
30	災害時協力協定	独立行政法人国立高等専門学校機構鳥羽商船高等専門学校	〒517-8501 三重県鳥羽市池上町 1 番 1 号	TEL 0599-25-8020 FAX 0599-25-8026 soumu-kacho@toba-cmt.ac.jp	消防チーム 物資チーム
31	三重県防災行政無線と伊勢市防災行政無線(同報系)の全国瞬時警報システム使用に関する協定	三重県	〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地	TEL 059-224-2181 FAX 059-224-2199	危機管理課
32	災害時の情報交換に関する協定書	国土交通省中部地方整備局	〒514-8502 三重県津市広明町 297	TEL 059-229-2200 FAX 059-229-2238	応急復旧チーム
33	災害時における動物救護活動に関する協定書	公益社団法人三重県獣医師会伊勢志摩支部	〒516-0803 三重県伊勢市御園町王中島 99-5 メイブル動物病院	TEL 0596-31-3011 FAX 0596-31-3012	環境課
34	災害救助用米穀の緊急引渡しについての協定書	三重県(災害救助法適用時または国民保護発動時)	〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地	TEL 059-224-2476 FAX 059-224-2521	物資チーム
35	災害時における応急生活物資等の調達の協力に関する協定書	株式会社ぎゅーとら	〒515-0592 三重県伊勢市西豊浜町 655 番地 18	TEL 0596-37-5500 FAX 0596-37-5522	物資チーム
36	広告付き避難場所看板の設置に関する協定書	テルウェル西日本株式会社	〒460-8320 愛知県名古屋市中区松原 3-13-15	TEL 052-322-8241 FAX 052-322-8096	危機管理課
37	広告付き避難場所看板の設置に関する協定書	中電興業株式会社	〒515-0033 三重県松阪市垣鼻町 724-3 三中央ビル 2 F	TEL 0598-21-1033 FAX 0598-23-9259	危機管理課
38	災害ボランティアセンターの設置と運営等に関する協定書	社会福祉法人 伊勢市社会福祉協議会	〒516-0804 三重県伊勢市御園町長屋 2767	TEL 0596-20-8610 FAX 0596-20-8617	生活再建チーム
39	津波発生時における緊急避難施設としての使用に関する協定書	伊勢安土桃山文化村	〒519-0603 三重県伊勢市二見町三津 1201 番地 1	TEL 0596-43-2300 FAX 0596-42-1459	危機管理課
40	津波発生時における緊急避難施設としての使用に関する協定書	シンフォニアテクノロジー株式会社	〒516-8550 三重県伊勢市竹ヶ鼻町 100	TEL 0596-36-1111 FAX 36-0577	危機管理課
41	津波発生時における緊急避難施設としての使用に関する協定	ふたみシルバーケア豊壽園	〒514-0831 三重県津市本町 26 番地 13 号	TEL 059-222-7700 FAX 059-222-7701	危機管理課

No	名称	協定先	連絡先住所	TEL FAX メール	担当
42	地震・風水害・その他の災害応急工事に関する協定	いせ有志協力会 (市内建設業者有志の会)	〒515-0501 三重県伊勢市有滝町 2193 番地 2	TEL 0596-37-1228 FAX 0596-37-4922	応急復旧チーム
43	災害救助に必要な物資の調達に関する協定書	一般社団法人 日本非常食推進機構	〒512-0931 三重県四日市市浮橋 1 丁目 4 番地 3	TEL 059-328-5345 FAX 059-351-1917	物資チーム
44	伊勢市、加賀市災害時相互応援協定書	加賀市	〒922-8622 石川県加賀市大聖寺南町ニ 4 1 番地	TEL 0761-72-7891 FAX 0761-72-6250	企画チーム
45	災害時に備えた相互協力に関する申し合わせ	伊勢警察署	〒516-0016 三重県伊勢市神田久志本町 1 4 8 1 - 3	TEL 0596-20-0110 (警備課 警備第 3 係長)	企画チーム
46	三重県市町災害時応援協定書	三重県、三重県市長会、三重県町村会			企画チーム
47	災害時における飲料水の提供に関する協定書	株式会社伊藤園	〒151-8550 東京都渋谷区本町 3 丁目 47 番 10 号	TEL 03-5371-7111 FAX 03-5371-7184	物資チーム
48	災害時等における輸送協力に関する協定書	市内福祉タクシー業者 5 社			避難所チーム
49	地震・津波・風水害等の緊急時における協定書	南三重電気工事協同組合	〒516-0805 三重県伊勢市御園町高向 863-1	TEL 0596-25-4002	応急復旧チーム
50	津波発生時における津波緊急避難所としての使用に関する協定書	マンションアルタイル所有者			危機管理課
51	津波発生時における津波緊急避難所としての使用に関する協定書	三重県	〒514-8570 三重県津市広明町 1 3	TEL 059-224-2703 FAX 059-224-3147	危機管理課
52	災害時における浴場の使用等に関する協定書	伊勢公衆浴場組合	〒516-0009 伊勢市河崎 1-7-39	TEL 0596-28-8934	避難所チーム
53	三重県防災ヘリコプター支援協定	三重県・市町・消防一部事務組合			消防チーム
54	津波発生時における津波緊急避難所としての使用に関する協定書	西区自治会	〒519-0607 三重県伊勢市二見町西 866 番地	TEL 0596-43-2230	危機管理課
55	津波発生時における津波緊急避難所としての使用に関する協定書	伊勢広域環境組合	〒515-0505 三重県伊勢市西豊浜町 653	TEL 0596-37-1218 FAX 0596-38-2800	危機管理課
56	災害時要援護者の要援護者避難所として施設等を使用することに関する協定書	社会福祉法人 伊勢亀鈴会	〒519-0427 度会郡玉城町宮古 728-18 (宮の里ミタスメモリアルホーム)	TEL 0596-58-5030 FAX 0596-58-5033	避難所チーム
57	津波発生時における津波緊急避難所としての使用に関する協定書	マンション大山所有者			危機管理課

No	名称	協定先	連絡先住所	TEL FAX メール	担当
58	津波発生時における津波緊急避難所としての使用に関する協定書	アビーロード所有者			危機管理課
59	津波発生時における緊急一時避難施設としての使用に関する協定書	イオンリテール株式会社	〒450-0002 愛知県名古屋市中村区名駅5-25-1 愛三ビル 8階	TEL 052-589-0033 FAX 052-589-0730	危機管理課
60	津波発生時における津波緊急避難所としての使用に関する協定	学校法人皇學館	〒516-0016 三重県伊勢市神田久志本町1704 番地	TEL 0596-22-8627 FAX 0596-27-1704	危機管理課
61	津波発生時における津波緊急避難所としての使用に関する協定書	イオンタウン株式会社	〒516-0007 三重県伊勢市小木町曾祢 538 番地	TEL 0596-31-1211 FAX 0596-31-1210	危機管理課
62	災害時における指定避難所としての使用に関する協定書	三重県	〒514-8570 三重県津市広明町 1 3	TEL 059-224-2985 FAX 059-224-3022	危機管理課
63	災害時における避難行動要支援者の支援に関する協定書	三重県	〒514-8570 津市広明町 1 3 (三重県) 〒514-0003 津市桜橋 2 丁目 131 (三重県 聴覚障害者支援センター)	TEL 059-223-3302 FAX 059-223-3301	避難所チーム
64	映像情報の提供に関する協定書	国土交通省三重河川国道事務所	〒514-8570 三重県津市広明町 297	TEL 059-229-2223 FAX 059-224-2263	応急復旧チーム
65	災害時における医療救護活動に関する協定書	一般社団法人伊勢地区医師会	〒516-0035 三重県伊勢市勢田町 613-12	TEL 0596-28-2476 FAX 0596-23-6485	医療保健チーム
66	災害時における避難所としての使用に関する協定書	三重県立伊勢工業高等学校	〒516-0017 三重県伊勢市神久 2 丁目 7-18	TEL 0596-23-2234 (事務室) FAX 0596-23-2236	避難所チーム
67	災害時における避難所としての使用に関する協定書	三重県立宇治山田高等学校	〒516-0062 三重県伊勢市浦口 3 丁目 13-1	TEL 0596-28-7159 (事務室) FAX 0596-28-7150 (代表)	避難所チーム
68	災害時における避難所としての使用に関する協定書	三重県立宇治山田商業高等学校	〒516-0018 三重県伊勢市黒瀬町 1193	TEL 0596-22-1101 (事務室) FAX 0596-22-4624	避難所チーム
69	災害時における避難所としての使用に関する協定書	三重県立伊勢高等学校	〒516-0016 三重県伊勢市神田久志本町1703-1	TEL 0596-22-0281 (事務室) FAX 0596-24-7642	避難所チーム
70	津波発生時における津波緊急避難所として学校施設の使用に関する協定書	三重県立伊勢まなび高等学校	〒516-0016 三重県伊勢市神田久志本町1560	TEL 059625-3710 (事務室) FAX 0596-25-3104	危機管理課
71	災害時における避難所としての使用に関する協定書	三重県立明野高等学校	〒519-0501 三重県伊勢市小俣町明野1481	TEL 0596-37-4125 (事務室) FAX 0596-37-4127	避難所チーム

No	名称	協定先	連絡先住所	TEL FAX メール	担当
72	災害時における歯科医療救護活動に関する協定書	一般社団法人伊勢地区歯科医師会	〒516-0076 三重県伊勢市八日市場町 13-1	TEL 0596-24-1904 FAX 0596-27-3833	医療保健チーム
73	津波発生時における津波緊急避難所としての使用に関する協定書	マエストロ御園所有者	〒515-0507 三重県伊勢市村松町 1364 番地 8(船谷建設)	TEL 0596-37-5111 FAX 0596-37-5112 0596-37-5111	危機管理課
74	災害時における葬祭業務等の協力に関する協定書	一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会	〒105-0003 東京都港区西新橋 1 丁目 18-12COMS 虎ノ門 6 階	TEL 03-3596-0061	環境衛生チーム
75	津波発生時における津波緊急避難所としての使用に関する協定書	海恵の宿所有者			危機管理課
76	津波発生時における津波緊急避難所としての使用に関する協定書	太江寺所有者	〒519-0602 三重県伊勢市二見町江 1659		危機管理課
77	災害時等における避難所等要援護者の応急措置等に関する協定書	介護保険サービス事業者			避難所チーム
78	災害時における LP ガス等の調達に関する協定書 防災拠点災害対応機器備蓄に関する覚書	三重県伊勢 LP ガス協議会 一般社団法人三重県 LP ガス協会	〒519-0608 三重県伊勢市二見町今一色 111 (協定) 〒514-0803 三重県津市柳山津興 369 番地の 2 (覚書)	TEL 0596-43-2439 (協定) FAX 0596-42-1933 TEL 059-227-6238 (覚書) FAX 059-229-4648	物資チーム
79	災害時相互応援協定書	中津川市	〒508-0045 津川市かやの木町 2 番 1 号	TEL 0573-66-1111 (内線 161) FAX 0573-66-1502 bousai@city.nakatugawa.lg.jp	企画チーム
80	災害時における交通及び地域安全の確保等に関する協定書	伊勢鳥羽志摩地区警備業協議会	〒515-0507 三重県伊勢市村松町 4910	TEL 0596-38-1125 (伊勢警備保障) FAX 0596-38-1126 (伊勢警備保障) isekei06@amigo2.ne.jp	応急復旧チーム
81	津波発生時における津波緊急避難所としての使用に関する協定書	マンション K&K・マンション M&E 所有者			危機管理課
82	災害時における協力に関する協定書	三重県行政書士会	〒519-0605 三重県伊勢市二見町溝口 425 (伊勢支部) 〒514-0006 三重県津市広明町 349-1 いけだビル 2F (三重県行政書士会本部)	TEL 050-3738-6212 FAX 0596-42-1557 TEL 0596-43-2620 FAX 0596-43-3351 (藤波行政書士事務所) TEL 059-226-3137 FAX 059-226-4707 (三重県行政書士会本部)	生活再建チーム

No	名称	協定先	連絡先住所	TEL FAX メール	担当
83	災害時における伊勢市行政財産の一時使用に関する覚書	伊勢警察署	〒516-0016 三重県伊勢市神田久志本町1481-3	TEL 0596-20-0110	企画チーム
84	災害時の電力供給に関する覚書	株式会社バイテックエネスタ	〒140-0000 東京都品川区東品川3丁目6番5号	TEL 03-3458-4612 FAX 03-3458-4845 (ハ イテック リンエナジ-株式会社 代表) 携帯 080-4085-5286 担当：第2営業技術グループ統括課長	企画チーム
85	災害時の放送に関する協定 「災害時の放送に関する協定」にかかる覚書	株式会社 ZTV	〒516-0016 三重県伊勢市神田久志本町1313番地3	TEL 0596-27-0706 FAX 0596-27-0700 sei-ise@ztv.co.jp (株)ZTV伊勢放送局 政策担当	情報チーム
86	災害時の記録映像提供の協力に関する協定	株式会社 ZTV	〒516-0016 三重県伊勢市神田久志本町1313番地3	TEL 0596-27-0706 FAX 0596-27-0700 sei-ise@ztv.co.jp (株)ZTV伊勢放送局 政策担当	広報広聴課
87	災害時における医療救護活動に関する協定書	一般社団法人伊勢薬剤師会	〒516-0014 三重県伊勢市楠部町3039番地	TEL 0596-20-0133 FAX 0596-20-0134	医療保健チーム
88	津波発生時における津波緊急避難所としての使用に関する協定書	有限会社三重高齢者福祉会 (介護付有料老人ホームわが家伊勢所有者)	〒510-0304 三重県津市河芸町上野1902番地(三重高齢福祉会) 〒516-0018 三重県伊勢市黒瀬町850番地(介護付有料老人ホームわが家伊勢)	TEL 0596-36-2200 (わが家伊勢) FAX 0596-36-2250	危機管理課
89	津波発生時における津波緊急避難所としての使用に関する協定書	アンジュール小木Ⅱ所有者	〒515-0507 三重県伊勢市村松町1364番地8(船谷建設) 〒515-0507 三重県伊勢市村松町1364-8(エクノフ株式会社)	TEL 0596-37-5111 (船谷建設) FAX 0596-37-5112 0596-37-5111 TEL 0596-37-5608 (エクノフ株式会社) TEL 090-1237-7722	危機管理課
90	Lアラート(公共情報 commons)の運用に係る覚書	三重県	〒514-0006 三重県津市広明町13	TEL 059-224-2157 FAX 059-224-2199 btssomu@pref.mie.jp	情報チーム
91	津波発生時における津波緊急避難所としての使用に関する協定書 「津波発生時における津波緊急避難所としての使用に関する協定」にかかる覚書	学校法人みどり学園 ゆたか幼稚園	〒516-0803 三重県伊勢市御園町王中島23	TEL 0596-22-3480 FAX 0596-22-3489	危機管理課

No	名称	協定先	連絡先住所	TEL FAX メール	担当
92	災害時における緊急物資輸送等に関する協定書	三重県トラック協会南勢支部	〒514-8515 三重県津市桜橋3丁目53-11	TEL 059-227-6767 FAX 059-225-2095	物資チーム
93	災害時における応急対策の協力に関する協定書	三和シャッター工業株式会社	〒514-0823 三重県津市半田字池町591-1	TEL 059-225-3011 FAX 059-226-3288	危機管理課
94	アマチュア無線等による災害時の情報収集・伝達等の協力に関する協定書	伊勢市アマチュア無線災害ネットワーク	〒516-0076 伊勢市八日市場町10番1号	TEL 0596-28-4488 CP 080-6804-2378	情報チーム
95	災害時等における避難所等要援護者の応急措置等に関する協定書	株式会社かがせお	〒516-0036 伊勢市岡本2丁目7-11	TEL 0596-27-1165 FAX 0596-28-1165	避難所チーム
96	地震等災害時の応急対策活動の協力に関する協定書	一般社団法人 三重県建築士会 伊勢支部	〒516-0003 伊勢市下野町653-19	TEL 0596-36-3890 FAX 0596-36-3888	応急復旧チーム
97	災害時における来訪者及び住民等への応急生活物資供給等の協力に関する協定書	内宮エリア災害協力協議会			避難所チーム 物資チーム
98	災害時等における施設利用の協力に関する協定	国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所	〒514-0006 津市広明町297		企画チーム
99	災害時における緊急避難所としての使用に関する協定書	三重交通株式会社 株式会社三交イン	〒514-8635 津市中央1-1 〒450-0002 愛知県名古屋市中村区名駅5丁目31-10		避難所チーム
100	災害時における災害時要配慮者に対する宿泊施設等の提供に関する協定書	三重交通株式会社 株式会社三交イン	〒514-8635 津市中央1-1 〒450-0002 愛知県名古屋市中村区名駅5丁目31-10		避難所チーム
101	大規模災害等における防疫業務に関する協力についての協定書	三重県ペストコントロール協会	〒515-0051 四日市市千歳町6 中部環境サービス(株)	TEL 059-355-3318 FAX 059-355-3318	環境衛生チーム
102	津波発生時における津波緊急避難所としての使用に関する協定書	株式会社マスマグループ本社	〒519-0594 伊勢市小俣町相合1306(マスマグループ本社)	TEL 22-0297 FAX 28-1804	危機管理課
103	災害時における災害時要配慮者に対する宿泊施設等の提供に関する協定書	株式会社海栄館	〒516-1102 伊勢市佐八町池の上1165-1(千の杜)	TEL 0596-39-1200 FAX 0596-39-0200	避難所チーム

No	名称	協定先	連絡先住所	TEL FAX メール	担当
104	災害発生時における段ボール製品の調達に関する協定書	八木段ボール株式会社	〒519-0506 伊勢市小俣町湯田 1028 番地の 1	TEL 25-0888 FAX 28-6933	物資チーム
105	火災時における消防用水の確保に関する協定書	伊勢生コンクリート協同組合	〒516-1101 伊勢市大倉町 1618 番地 2	TEL 0596-28-5131 FAX 0596-23-3763	消防チーム
108	災害時等における電気自動車による電力供給に関する協定書	三重日産自動車株式会社 日産自動車株式会社	〒516-0017 伊勢市神久 2 丁目 1 番 66 号 (三重日産自動車株式会社伊勢神久店)	TEL 0596-28-7125 FAX 0596-28-7129	避難所チーム
109	災害時等における電気自動車による電力供給に関する協定書	株式会社 赤福	〒516-0025 伊勢市宇治中之切町 26 番地	TEL 0596-22-2154 FAX 0596-28-7196	避難所チーム
110	災害時における災害時要配慮者に対する宿泊施設等の提供に関する協定書	アンドリゾート株式会社	〒519-0601 伊勢市二見町松下 1693-1 (旅荘 海の蝶)	TEL 0596-44-1050 FAX 0596-42-1711	危機管理課
111	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	東京都千代田区紀尾井町 1 番 3 号		危機管理課
112	災害時要配慮者の福祉避難所として施設等を使用することに関する協定書	社会福祉法人 賀集会	〒516-0026 伊勢市宇治浦田 3 丁目 23-15	TEL 0596-20-1100 FAX 0596-20-1101	危機管理課
113	災害時における応急対策資機材の供給に関する協定書	株式会社東海大阪レンタル	大阪府茨木市目垣 2 丁目 3 4 番地 2 1 号		商工労政課
114	災害時における地図製品等の供給等に関する協定書	株式会社ゼンリン	〒514-0013 津市海岸町 4 番 12 号 愛知県名古屋市熱田区沢上 2 丁目 1 番 32 号	TEL 059-227-8426 FAX 059-227-2807	危機管理課
115	各種災害時におけるマルチコプターを用いた情報収集および情報連携に関する協定	中部電力パワーグリッド株式会社	伊勢市岩渕一丁目 9 番 24 号		危機管理課
116	応急対策資機材の供給に関する協定	株式会社 キナン 伊勢営業所	伊勢市小木町 28		危機管理課
117	災害時における石油類燃料の供給に関する協定書	株式会社 油米	〒516-0079 伊勢市大世古 1 丁目 1-16		後方支援チーム
118	災害時における帰宅困難者に対する支援に関する協定書	株式会社 油米	〒516-0079 伊勢市大世古 1 丁目 1-16		危機管理課
119	災害時における物資の輸送等に関する協定書	ヤマト運輸株式会社 三重主管支店	四日市市中村町字半谷 2293-14		物資チーム
120	災害時における災害時要配慮者に対する宿泊施設等の提供に関する協定書	株式会社 グリーンズ	〒510-0074 四日市市鶴の森 1-4-28		危機管理課

No	名称	協定先	連絡先住所	TEL FAX メール	担当
121	津波発生時における津波緊急避難所としての使用に関する協定書	シンフォニアエンジニアリング株式会社	伊勢市竹ヶ鼻町 99-96	TEL 36-4479 FAX 36-6703	危機管理課
122	伊勢市・日本下水道事業団災害支援協定	日本下水道事業団	東京都文京区湯島二丁目 3 1 番 2 7 号	TEL 03-6361-7800	上下水道チーム
123	災害時相互応援協定書	静岡県袋井市	静岡県袋井市国本 2907 番地	TEL 0538-86-3703	危機管理課
124	原子力災害時における袋井市民の県外広域避難に関する協定書	静岡県袋井市	静岡県袋井市国本 2907 番地	TEL 0538-86-3703	危機管理課
125	緊急消防援助隊三重県大隊等の応援出動における食料等の供給に関する協定書の実施に係る覚書	三重県 三重県生活協同組合連合会 四日市市消防本部 他 14 消防本部	三重県津市広明町 13 番地 三重県津市羽所町 379 三重県四日市市西新地 14 番 4 号	TEL 059-224-2181 TEL 059-228-9913 TEL 059-356-2002	消防チーム
126	災害時における災害時要配慮者に対する宿泊施設等の提供に関する協定書	エリアワンエンタープライズ株式会社	伊勢市黒瀬町 1237	TEL 28-0115 FAX 27-0221	避難所チーム
127	災害時の葬祭業務に関する協定	株式会社 セレモ	伊勢市黒瀬町 956-1	TEL 20-4000	環境衛生チーム
128	災害時要配慮者の福祉避難所として施設等を使用することに関する協定	社会福祉法人 邦栄会	伊勢市小俣町本町 341 番地 104		避難所チーム
129	災害対応型自動販売機設置協定	コカ・コーラ ボトラーズジャパン株式会社 ペンディング三重支店	伊勢市下野町 564-6	営業 四ツ谷明英 080-9564-9137	物資チーム
130	災害時に医療的配慮が必要な在宅酸素療養者等に対する支援に関する協定	ケアメディカルジャパン株式会社	安城市三河安城本町 2 丁目 7 番 13 号		避難所チーム
131	災害時における無人航空機による情報収集に関する協定	稲穂株式会社	伊勢市楠部町 248-1		応急救護チーム
132	災害時における無人航空機による情報収集に関する協定	MEIWA DRONE WORKS	多気郡明和町大字坂本 1420 番地		応急救護チーム
133	災害時における下水道施設の応急復旧に関する協定書	株式会社 石垣名古屋支店	愛知県名古屋市中区錦 2-4-3		上下水道チーム
134	水道施設の災害に伴う応援協定書	株式会社ファノバ中部支店	愛知県名古屋市中村区椿町 1 番 16 号 井門名古屋ビル 3 階		上下水道チーム

No	名称	協定先	連絡先住所	TEL FAX メール	担当
135	大規模災害時における駐車場の一時使用に関する協定書	株式会社 キング 観光	桑名市中央町 1-96		物資チーム
136	災害時における支援協定に関する協定書	生活協同組合コー プみえ	津市羽所町 379 番地		物資チーム
137	災害時等に福祉避難所として施設等を使用することに関する協定書	社会福祉法人伊勢 市社会福祉協議会	伊勢市御園町長屋 2767		避難所チーム
138	災害時等に福祉避難所として施設等を使用することに関する協定書	社会福祉法人 恒 心福祉会	志摩市阿児町鶴方 2555 番地 1		避難所チーム
139	災害時等に卸売市場にある施設の一部を市の物資拠点として一時使用することに関する協定書	伊勢志摩総合地方 卸売市場株式会社 伊勢山田青果株式 会社 株式会社伊勢魚類 市場 伊勢食彩株式会社	伊勢市西豊浜町 141 番地		物資チーム
140	伊勢市内に地震、風水害等に大規模災害が発生した場合、災害備蓄用パンの供給に関する協定書	社会福祉法人 ベ テスタ	松阪市稲木町 1008 番地		物資チーム
141	災害時における無人航空機による情報収集に関する協定書	NPO 法人チーム・ さくら	津市長岡町 800-467		応急復旧チーム
142	災害発生時における緊急応急対策業務の実施に関する協定書	株式会社クボタ 中部支社 クボタ環境エンジ ニアリング株式会 社	愛知県名古屋市中村区名駅三 丁目 22 番 8 号 愛知県名古屋市中村区名駅三 丁目 22 番 8 号		上下水道チーム
143	津波発生時における津波緊急避難所としての使用に関する協定書	村田機械株式会社	伊勢市下野町 600 番地 10		避難所チーム
144	災害時における備蓄物資及び支援物資の受け入れ及び輸送、輸送拠点等の運営等の協力に関する協定書	佐川急便株式会社 中京支店	愛知県小牧市三ツ淵作 1350		物資チーム
145	災害における石油燃料及び生活用水等の供給に関する協定書	ベストパートナー 株式会社	伊勢市川端町 205 番地の 1		後方支援チーム
146	災害時における電動車両等の支援に関する協定書	三重三菱自動車販 売株式会社 三菱自動車工業株 式会社	四日市市新生四丁目 9 番 28 号 東京都港区芝浦三丁目 1 番 21 号		物資チーム
147	災害時における資機材のレンタルに関する協定書	株式会社 ダイワテック	愛知県名古屋市中区大野木三 丁目 43 番地		物資チーム

No	名称	協定先	連絡先住所	TEL FAX メール	担当
148	災害時における医療材料等の供給に関する協定	株式会社 スズケン 伊勢支店	伊勢市小木町 474 番地 1		医療チーム

1 1 防災行政無線

①市防災行政無線

無線局の種別

(1) 同報系

無線局の種別	設(常)置場所	備考
親局	伊勢市防災センター	
中継局	三郷山	
再送信子局	鍛冶屋峠 外	4局
屋外拡声子局	伊勢市役所本庁舎 外	283局

(2) 移動系

無線局の種別	設(常)置場所	備考
基地局	伊勢市役所本庁舎内	
陸上移動局	公用車等	10局

②消防救急デジタル無線

無線局の種別	q	備考
基地局	伊勢市消防本部 小俣分署	活動波 1、2 主運用波 1 統制波 1～3

③県防災行政無線

無線電話の設置場所

市役所	(ア) 危機管理部危機管理課 (東庁舎 3階)	地上系・衛星系両用電話器 地上系・衛星系両用ファクシミリ
	(イ) 資産経営部資産経営課守衛室 (本庁舎 1階)	地上系・衛星系両用電話器
	(ウ) 小俣総合支所無線室 (小俣総合支所 2階)	地上系ファクシミリ 地上系電話器
	(エ) 防災センター防災多目的ホール (防災センター 4階)	地上系・衛星系両用電話器 地上系・衛星系両用ファクシミリ
消防本部(署)	(ア) 通信指令課 (4階)	地上系・衛星系両用電話器 地上系・衛星系両用ファクシミリ
	(イ) 消防署 (1階)	地上系、衛星系両用電話器
	(ウ) 消防課 (3階)	地上系・衛星系両用電話器

第9編 法令等一覧

1 伊勢市防災会議条例

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項及び水防法(昭和24年法律第193号)第25条の規定に基づき、伊勢市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 伊勢市地域防災計画を作成し、その実施を推進すること。
- (2) 水防計画その他水防に関し重要な事項について調査審議すること。
- (3) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (4) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務。

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充て、委員の定数は、40人以内とする。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が委嘱する者
 - (2) 三重県の知事の部内の職員のうちから市長が委嘱する者
 - (3) 三重県警察の警察官のうちから市長が委嘱する者
 - (4) 陸上自衛隊第33普通科連隊及び陸上自衛隊航空学校のうちから市長が委嘱する者
 - (5) 市長が市職員のうちから任命する者
 - (6) 教育長
 - (7) 消防長、消防団長及び水防本部長
 - (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が委嘱する者
 - (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が委嘱する者
 - (10) その他市長が特に必要と認めたる者
- 6 前項第9号及び第10号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 7 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、三重県の職員、市の職員及び学識経験のある者のうちから市長が委嘱又は任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成17年11月1日から施行する。

2 伊勢市地震災害警戒本部条例

(趣旨)

第1条 この条例は、大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号。以下「法」という。)第18条第4項の規定に基づき、伊勢市地震災害警戒本部(以下「警戒本部」という。)の組織等に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 警戒本部に、地震災害警戒副本部長(以下「副本部長」という。)、地震災害警戒本部員(以下「本部員」という。)その他の職員を置く。

2 副本部長は、副市長をもって充てる。

3 本部員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 三重県警察の警察官のうちから市長が委嘱する者

(2) 市の職員のうちから市長が任命する者

(3) 消防団長

(4) 本市の区域において業務を行う法第2条第7号に規定する指定公共機関又は同条第8号に規定する指定地方公共機関の役員又は職員のうちから市長が委嘱する者

4 副本部長及び本部員以外の警戒本部の職員(以下「本部職員」という。)は、市の職員のうちから市長が任命する。

(職務)

第3条 地震災害警戒副本部長(以下「副本部長」という。)は、警戒本部の事務を総括し、本部員及び本部職員を指揮監督する。

2 副本部長は、副本部長を補佐し、副本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 本部員は、副本部長の命を受け、警戒本部の事務に従事する。

4 本部職員は、警戒本部の所掌事務について、本部員を補佐する。

(チーム)

第4条 副本部長が必要と認めるときは、警戒本部にチームを置くことができる。

2 チームに属すべき本部員及び本部職員は、副本部長が指名する。

3 チームに、チーム長を置き、当該チームに属する本部員のうちから副本部長が指名する者をもって充てる。

4 チーム長は、チームの事務を掌理する。

5 チーム長に事故があるときは、当該チームに属する本部員又は本部職員のうちからチーム長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(伊勢市防災会議との関係)

第5条 警戒本部が設置されている場合においては、伊勢市防災会議条例(平成17年伊勢市条例第108号)第1条に規定する伊勢市防災会議(次項において「防災会議」という。)は、同条例第2条第1号及び第3号に掲げる事務で当該地震予知情報に係る地震災害に関するものを行わないものとする。

2 前項の場合において、法第19条第1項の規定により警戒本部が廃止されたときは、市長は、警戒本部が実施した措置の概要を防災会議に報告しなければならない。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、警戒本部の組織等に関し必要な事項は、副本部長が別に定める。

附 則

この条例は、平成17年11月1日から施行する。

3 伊勢市災害対策本部条例

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の2第8項の規定に基づき、伊勢市災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、災害対策本部員その他の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(チーム)

第3条 災害対策本部長が必要と認めるときは、災害対策本部にチームを置くことができる。

2 チームに属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 チームにチーム長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれにあたる。

4 チーム長は、チームの事務を掌理する。

(雑則)

第4条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、平成17年11月1日から施行する。

4 伊勢市災害弔慰金の支給等に関する条例

目次

- 第1章 総則(第1条・第2条)
- 第2章 災害弔慰金の支給(第3条—第8条)
- 第3章 災害障害見舞金の支給(第9条—第11条)
- 第4章 災害援護資金の貸付け(第12条—第15条)
- 第5章 補則(第16条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号。以下「法」という。)及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令(昭和48年政令第374号。以下「令」という。)の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 市民 災害により被害を受けた当時、本市の区域内に住所を有した者をいう。

第2章 災害弔慰金の支給

(災害弔慰金の支給)

第3条 市は、市民が令第1条に規定する災害(以下この章及び次章において単に「災害」という。)により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族(兄弟姉妹を除く。以下この項及び第3項において同じ。)の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族を先にし、その他の遺族を後にする。
 - (2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。
 - ア 配偶者
 - イ 子
 - ウ 父母
 - エ 孫
 - オ 祖父母
- 2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。
- 3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難いときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち、市長が適当と認める者に支給することができる。
- 4 前3項の規定にかかわらず、死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であって兄弟姉妹(死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。)がいるときは、その兄弟姉妹に対して、災害弔慰金を支給するものとする。
- 5 前各項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあつては500万円とし、その他の場合にあつては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際現にその場に居合わせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 災害弔慰金は、次の各号に掲げる場合には、支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 令第2条に規定する場合
- (3) 災害に際し、市長の避難の指示に従わなかったことその他の特別の事情があるため、市長が支給を不相当と認めた場合

(支給の手續)

第8条 市長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

2 市長は、災害弔慰金の支給に関し、遺族に対し必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第3章 災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

第9条 市は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき(その症状が固定したときを含む。)に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該市民(以下「障がい者」という。)に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障がい者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

第4章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

第12条 市は、令第3条に掲げる災害により、法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷(以下「世帯主の負傷」という。)があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害(以下「家財の損害」という。)及び住居の損害がない場合 150万円

イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円

ウ 住居が半壊した場合 270万円

エ 住居が全壊した場合 350万円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 150万円

イ 住居が半壊した場合 170万円

ウ 住居が全壊した場合(エの場合を除く。) 250万円

エ 住居の全体が滅失若しくは流失した場合 350万円

(3) 第1号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間はそのうち3年(令第7条第2項括弧書の場合は、5年)とする。

(利率)

第14条 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年3パーセントとする。

(償還等)

第15条 災害援護資金は、年賦償還とする。

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

3 償還免除、保証人、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項、令第8条から第12条までの規定によるものとする。

第5章 補則

(規則への委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の伊勢市災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和49年伊勢市条例第36号)、災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和49年二見町条例第19号)、小俣町災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和49年小俣町条例第22号)又は御菌村災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和50年御菌村条例第16号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成23年12月28日条例第28号)

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の伊勢市災害弔慰金の支給等に関する条例第4条の規定は、平成23年3月11日以後に生じた災害に係る災害弔慰金の支給について適用する。

5 伊勢市災害援護基金条例

(設置)

第1条 市は、大規模災害の発生時における住民福祉の維持を図るため、伊勢市災害援護基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、毎年度歳入歳出予算に定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 市長は、第1条の設置の目的のため必要と認めるときは、予算の定めるところにより、基金の一部又は全部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の伊勢市災害援護基金の設置、管理及び処分に関する条例(平成7年伊勢市条例第6号)の規定により積み立てられた現金、債券、有価証券等は、この条例により積み立てられた基金とみなす。

6 災害救助法による救助の程度と期間

援助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は、受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり330円以内 (加算額) 冬期別に定める額を加算 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活しているものへの健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借り上げて実施することが可能。
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	1 1戸あたりの規模及びその費用は、基準告示に定める規模及び額以内とする。 ・単身用(6坪タイプ:19.8㎡) ・小家族用(9坪タイプ:29.7㎡) ・大家族用(12坪タイプ:39.6㎡) 2 限度額1戸あたり5,714,000円以内 3 概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(規模、費用は内閣府と協議が必要)	災害発生の日から20日以内着工	1 地域の実情や世帯構成等に応じて多様なタイプの応急仮設住宅を提供する。 2 バリアフリー仕様とすることが望ましく、街並みや地域社会づくりにも配慮する。 3 供与期間 2年以内 4 民間賃貸住宅の借り上げによる施設も対象とする。
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 全半壊(焼)、流失、床上浸水で炊事できない者	1 1人1日当たり1,160円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。(1食は1/3日)
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害の発生の日から7日以内	1 輸送費、人件費は別途計上

援助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考																																		
被服、寝具 その他生活 必需品の給 与または貸 与	全半壊（焼）、流失、 床上浸水等により、生 活上必要な被服、寝 具、その他生活必需品 を喪失、又は毀損し、 直ちに日常生活を営 むことが困難な者	1 夏季（4月～9月） 冬季（10月～3月）の 季別は災害発生の日 をもって決定する。 2 下記の金額の範囲内	災害発生の日か ら10日以内	1 備蓄物資の価格 は年度当初の評価 額 2 現物給付に限る こと																																		
					<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>1 人 世 帯</th> <th>2 人 世 帯</th> <th>3 人 世 帯</th> <th>4 人 世 帯</th> <th>5 人 世 帯</th> <th>6 人 以 上 1人増すごとに加算</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">全壊全焼 流 失</td> <td>夏</td> <td>18,800</td> <td>24,200</td> <td>35,800</td> <td>42,800</td> <td>54,200</td> <td>7,900</td> </tr> <tr> <td>冬</td> <td>31,200</td> <td>40,400</td> <td>56,200</td> <td>65,700</td> <td>82,700</td> <td>11,400</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">半壊半焼 床上浸水</td> <td>夏</td> <td>6,100</td> <td>8,300</td> <td>12,400</td> <td>15,100</td> <td>19,000</td> <td>2,600</td> </tr> <tr> <td>冬</td> <td>10,000</td> <td>13,000</td> <td>18,400</td> <td>21,900</td> <td>27,600</td> <td>3,600</td> </tr> </tbody> </table>	区 分		1 人 世 帯	2 人 世 帯	3 人 世 帯	4 人 世 帯	5 人 世 帯	6 人 以 上 1人増すごとに加算	全壊全焼 流 失	夏	18,800	24,200	35,800	42,800	54,200	7,900	冬	31,200	40,400	56,200	65,700	82,700	11,400	半壊半焼 床上浸水	夏	6,100	8,300	12,400	15,100	19,000	2,600	冬	10,000
区 分		1 人 世 帯	2 人 世 帯	3 人 世 帯	4 人 世 帯	5 人 世 帯	6 人 以 上 1人増すごとに加算																															
全壊全焼 流 失	夏	18,800	24,200	35,800	42,800	54,200	7,900																															
	冬	31,200	40,400	56,200	65,700	82,700	11,400																															
半壊半焼 床上浸水	夏	6,100	8,300	12,400	15,100	19,000	2,600																															
	冬	10,000	13,000	18,400	21,900	27,600	3,600																															
医 療	医療の途を失った者 （応急的処置）	1 救護班…使用した薬 剤、治療材料、医療器 具破損等の実費 2 病院又は診療所…国 民健康保険診療報酬の 額以内 3 施術者… 協定料金の額以内	災害の発生の日 から14日以内	患者等の移送費は、 別途計上																																		
助 産	災害発生の日以前 又は以後7日以内に 分べんした者であっ て災害のため助産の 途を失った者（出産の みならず、死産及び流 産を含み現に助産を 要する状態にある者）	1 救護班等による場合 は、使用した衛生材料 等の実費 2 助産婦による場合 は、慣行料金の100分 の80以内の額	分べんした日か ら7日以内	妊婦等の移送費は、 別途計上																																		
被災者の 救 出	1 現に生命、身体が 危険な状態にある 者 2 生死不明な状態 にある者	当該地域における通常 の実費	災害発生の日か ら3日以内	1 期間内に生死が 明らかにならない 場合は、以後「死体 の捜索」として取り 扱う。 2 輸送費、人件費 は、別途計上																																		
被災した住 宅の応急修 理	1 住家が半壊（焼） し、自らの資力により 応急修理をすることが できない者 2 大規模な補修を 行なわなければ居住 することが困難であ る程度に住家が半壊 （焼）した者	居室、炊事場及び便所 等日常生活に必要最小 限度の部分1世帯あたり 595,000円以内	災害発生の日か ら1ヵ月以内	1 空家は対象外 2 被災住宅復旧工 事補助金との併用は 不可																																		

援助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
学用品の 給 与	住家の全壊(焼)流失半壊(焼)又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学校児童 4,500円 中学校生徒 4,800円 高等学校等生徒 5,200円	災害発生の日から(教科書) 1ヵ月以内 (文房具及び通学用品) 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋 葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人(12歳以上) 215,200円以内 小人(12歳未満) 172,000円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四圍の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)をする。	(洗浄、消毒等) 1 体当たり 3,500円以内 一時保存 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1 体当たり 5,400円以内 検案 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障 害 物 の 除 去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力で除去することのできない者	1 世帯当たり 137,900円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び 賃金職員等 雇上費	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	

援助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の総括する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める。	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額
救助の事務を行うのに必要な費用	<ol style="list-style-type: none"> 1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料） 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬料 7 委託料 	<p>救助事務費に支出できる費用は、法第21条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る左記1から7までに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分されるが悪を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。</p> <p>イ 3千万円以下の部分の金額については100分の10</p> <p>ロ 3千万円を超え6千万円以下の部分の金額については100分の9</p> <p>ハ 6千万円を超え1億円以下の部分の金額については100分の8</p> <p>ニ 1億円を超え2億円以下の部分の金額については100分の7</p> <p>ホ 2億円を超え3億円以下の部分の金額については100分の6</p> <p>ヘ 3億円を超え5億円以下の部分の金額については100分の5</p> <p>ト 5億円を超える部分の金額については100分の4</p>	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精査する事務を行う期間以内	災害救助費の精査事務を行うのに要した経費も含む。

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

第10編 用語集等

1 用語集

- 本用語集は、計画書に掲載されている語句のうち、災害対策等に係る法律関連事項や、専門性の高いとみられる語を抽出し略解説したものである。
- 計画書本文に概説されている等の語句は特に抽出していない。

	語句	概説
あ 行	伊勢市避難行動要支援者避難支援プラン全体計画	災害時において、自力での避難が困難な方々が地域の支えあいを通じて支援を受けることができるよう、その具体的な方向性を定めた計画。
	沿岸評価点	地震による津波の発生などを模擬的に示し、沿岸部における津波の到達時間、津波の高さなどの影響を評価するために設定する地点。
	縁故避難	知人や親類などを頼って親類宅等に避難すること。
	大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合に発表される警報。
か 行	危険物施設	原油、液化石油ガスその他の法令で定める危険物を製造または貯蔵、取り扱う施設。
	帰宅困難者	勤務先や外出先等に於いて地震などの自然災害に遭遇し、自宅への帰還が困難になった者。
	緊急輸送道路	地方公共団体等の庁舎等の所在地、救援物資等の備蓄地点等及び広域避難地などを連絡し、又はそれらの拠点を相互に連絡する道路であり、災害発生時における人命の保全、被害拡大防止、災害応急対策の円滑な実施を図るための救助・救急・医療・消火活動及び避難者への緊急物資の供給等に必要な人員及び物資等の輸送を確保するため必要な道路。
	激甚災害	地震や風雨などによる著しい災害のうち、被災地域や被災者に助成や財政援助を特に必要とするもの。激甚災害法に基づいて政令で指定される。
	洪水予報	気象庁と国土交通省または都道府県の機関が共同して発表する、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位または流量を示した洪水の予報。
	高齢者等避難	住民に対して避難準備を呼び掛けるとともに、高齢者や障がい者などの避難行動要支援者に対して、早期の避難行動の開始を求めるもの。
さ 行	災害救助法	災害に際して、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に、必要な救助を行い、被災者の保護と社会の秩序の保全を図ることを目的として制定された法律。(昭和22年10月18日法律第118号)
	災害拠点病院	緊急事態に24時間対応し、災害発生時に被災地内の重症の傷病者を受け入れ、また、搬送し、医師団を派遣するなど、地域の医療活動の中心となる機能を備えた病院。
	災害対策基本法	国土と国民の生命、身体及び財産を災害から保護し、防災に関する基本理念を定め、防災計画の作成、災害予防、災害応急対策、災害復旧及び防災に関する財政金融措置その他必要な災害対策の基本を定めるための法律。(昭和36年11月15日法律第223号)
	災害対策本部	伊勢市の区域に災害が発生し、又は発生する恐れがあつて災害予防及び災害応急対策活動を強力に推進する必要がある場合に設置する組織。(災害対策基本法第23条)
	自衛消防組織	火災及び地震等の災害時の初期活動や応急対策を円滑に行い、建築物の利用者の安全を確保するため設置される組織。(消防法第8条の2の5)
	自衛防災計画	民間施設の管理者、事業者が作成する、火災及び地震等の災害時の初期活動や応急対策を円滑に行うための計画。
	事業継続計画(BCP)	災害時に、企業等の事業が停止するような深刻な被害を回避するため、重要業務の継続として作成する計画。(Business continuity planning)

	語句	概説
さ 行	地すべり等防止法	地すべりや捨石の集積（ぼた山）の崩壊による被害を除却、軽減し、国土の保全と民生の安定に資することを目的として制定された法律。
	指定公共機関	独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、内閣総理大臣が指定するもの。本計画においては、日本郵便株式会社、NTT西日本三重支店、中部電力株式会社伊勢営業所、東海旅客鉄道株式会社、東邦ガス株式会社三重支店伊勢営業所が相当する。
	指定地方行政機関	指定行政機関の地方支分部局その他の国の地方行政機関で、内閣総理大臣が指定するもの。本計画では、東海農政局三重支局、津地方気象台、伊勢労働基準監督署、中部地方整備局三重河川国道事務所が相当する。
	指定地方公共機関	地方独立行政法人及び港湾法第四条第一項の港務局、土地改良法第五条第一項の土地改良区その他の公共的施設の管理者並びに都道府県の地域において電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、当該都道府県の知事が指定するもの。本計画においては、三重交通株式会社（三交伊勢志摩交通株式会社）、三重県LPガス協会伊勢支部、伊勢地区医師会、三重県トラック協会南勢支部、鉄道事業会社（東海旅客鉄道株式会社除く）が相当する。
	消防法	火災を予防し、警戒し及び鎮圧し、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、火災又は地震等の災害による被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行うことを目的として制定された法律。 （昭和23年7月24日法律第186号）
	水防管理団体	その区域の水防に関して責任をもつ団体。市町村、関係市町村が共同して設置する水防事務組合、水害予防組合法に基づいて設立される地縁的な公共組合である水防予防組合の三つの団体が該当し、水防管理団体は水防事務を処理するために水防団を置くことができる。
	水防訓練	主に、河川の流域地域で行われる防災訓練で、堤防の決壊に供えた土嚢の作製、水防工法の実施、決壊時の避難、誘導などを行う。
	水防計画	伊勢市の河川等に対する水防上必要な事項を定め、河川等の洪水又は高潮による水災を警戒、防御により、被害を軽減し、公共の安全を保持するための計画。（水防法第32条）
	水防法	洪水、津波又は高潮に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、公共の安全を保持することを目的として制定された法律。（昭和24年6月4日法律第193号）
た 行	滞留旅客	地震災害の発生により、交通機関の停止や道路における車両の通行が禁止されること等により、旅行途中で目的地に到達することが困難となった旅客者。
	地域包括支援センター	介護保険法に定められる、地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行う機関。
	地区防災計画	地域の防災力を向上させるため、地域コミュニティごとに防災活動を効果的に実施できるように定める計画。
	中央防災会議	内閣の重要政策に関する会議で、内閣総理大臣をはじめとする全閣僚、指定公共機関の代表者及び学識経験者により構成され、防災基本計画の作成や、防災に関する重要事項の審議等を行う。
	津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合に発表される警報。
	津波情報	津波警報・注意報を発表した場合に出される、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどに関する情報。
	津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害の恐れがある場合に発表される。

	語句	概説
た 行	津波予報	気象庁が地震発生後に津波によって災害の起きる恐れがない場合に発表する予報。
	DMA T	災害急性期に活動できる機動性を持った、トレーニングを受けた医療チーム。(Disaster Medical Assistance Team)
	土砂災害警戒区域	急傾斜地の崩壊等が発生した場合、住民等の生命又は身体に危害が生じる恐れがあると認められる区域。この区域では、危険の周知や警戒避難体制の整備が行われる。
	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	がけ崩れや土石流、地すべりなどの土砂再開の発生をする恐れのある区域を指定し、警戒避難体制の整備や開発行為の制限など土砂災害の防止のための対策の推進を図る。
	土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずる恐れがあると認められる区域。この区域では、特定の開発行為に対する許可制限や建築物の構造規制等が行われる。
な 行	南海トラフ地震	南海トラフ沿いで発生する大規模な地震。国では、その地震発生の切迫性等の違いから、東海地震と東南海・南海地震のそれぞれについて計画を策定し、個別に対策を進めてきたが、同時に発生することを想定した対策の必要性が高まり、東日本大震災の発生を受けて、「科学的に想定し得る最大規模の地震・津波」を想定した対策が進められている。
	南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域	南海トラフ地震防災対策推進地域のうち、南海トラフ地震に伴い津波が発生した場合に特に著しい津波災害が生ずる恐れがあることから、津波避難対策を特別に強化すべき地域。
	南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法	南海トラフ地震による災害が甚大かつ、被災地域が広範にわたる恐れがあることに鑑み、地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、防災対策を推進する地域の指定、防災対策推進基本計画等の作成、地震津波避難対策特別強化地域の指定、津波避難対策緊急事業計画の作成と、これに基づく事業に係る財政上の特別の措置について定めるとともに、地震観測施設等の整備等について定めるための法律。(平成 14 年 7 月 26 日法律第 92 号)、(南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法附則第 2 条))
	南海トラフ地震防災対策推進計画	南海トラフ沿いで発生する地震による災害に関して、伊勢市ほか、その他の防災関係機関の役割と責任を明らかにするとともに、防災関係機関の業務等について基本的な事項を定める計画。(南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第 5 条)
	南海トラフ地震防災対策推進地域	南海トラフ地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずる恐れがあることから、地震防災対策を推進する必要がある地域。
は 行	被災市街地復興推進地域	大規模な火災、震災その他の災害を受けた市街地において、その区域の緊急かつ健全な復興のために必要な開発事業、施設の整備、住宅供給などを行うものとして都市計画に定められる地域。
	被災市街地復興特別措置法	大規模な火災・震災などで被災した市街地の無秩序な開発を防ぎ、緊急・健全な復興を図るために講じる特別措置について定めた法律。市町村による市街地再開発事業が優先され、自由な建築行為は制限される。(平成 7 年法律第 14 号)
	被災者生活再建支援法	自然災害によって生活基盤に著しい被害を受けた人に対して、都道府県が被災者生活再建支援金を支給するための措置を定めた法律。(平成 10 年法律第 66 号)
	避難行動要支援者	要配慮者のうち、要介護状態の高齢者や重度障がい者等、避難行動に支援を必要とする方。
	避難指示	災害によって被害の危険性が非常に高まった地域の住民に対して、強く避難を求めるもの。

	語句	概説
は 行	復興まちづくり計画	大規模災害等の発生した地域において、災害からの復旧とともに、将来的なまちの振興のあり方とその取り組みについて示すため、主に自治体が策定する計画。
	防災アドバイザー制度	地域における防災の取組みを促進するため、主に自治会や自主防災隊、小中学校等からの要請に応じて防災講習や防災講座を実施する際に、専門家を派遣できる制度。
	防災会議	伊勢市長を会長とし、伊勢市における防災に関する基本方針及び計画の作成と、その実施を図るとともに、災害情報の収集、関係機関相互間の連絡調整等を行う。(災害対策基本法第16条第6項の準用、第15条第5項)
	防災ノート (三重県)	児童生徒が、地震及び津波等による危険や避難方法、家庭での防災対策を知り、自らの命を守るための考え方、行動する力を育成するために作成されたもの。地震対策の考え方の説明と実際の行動指針等を検討できるワークシートで構成される。
や 行	郵便業務に係る災害 特別事務取扱い	被災者に対する郵便事業の無償化や料金免除を行うもの。
	要配慮者	高齢者、障がい者、乳幼児、観光客、外国人等の防災施策において特に配慮を要する方

2 伊勢市における過去の災害事例

① 風水害

	発生年月日／種別	被害の内容
1	万治3(1660)年 7月29日	28日から降り続いた大雨は、午前10時頃ついに洪水となり、五十鈴川は氾濫を起こした。民家の流失339戸、溺死者151名を数えるという大洪水であった。
2	寛保元(1741)年 7月22日	21日夜からの雨が大雨になり、22日昼頃からは強風が吹いて暴風雨となり荒れ狂った。夜中の0時頃、急に洪水が始まった。2時頃になって京町と宮川町との境にある楠木の下流の堤防が切れ、常磐1丁目に流れ込み、前代未聞の大洪水になった。決壊した楠木の堤防は、長さ100間(約180m)が根張りの方まで切れ、それから堤を17間ほど残してまた下流の堤防が100間ほど決壊した。2箇所合計が213間2尺にもなった。この水害での被害は『貞命卿日次』では48名、流家21戸、潰家99戸、半潰家475戸、落橋6ヶ所とあり、『寛保洪水記』では、溺死54名、流家59戸、潰家94戸、半潰400戸余とある。
3	昭和13(1938)年 8月2日	1日の午後から激しい降りになり、夜も、翌2日も東の風が強く、豪雨となり旧度会橋に続いて宮川橋も瞬時に流失してしまった。朝7時頃には玉城町の昼田の堤防が250m、8時頃には、御菌町高向あたりの堤防が65m、大湊町明神前地内で30m、さらに60mを切断し、11時には度会橋あたりで7m5の水かさ(普段は2m半から3m)であった。明治18年の洪水より0.3m高く、明治維新以降で初めての大水であった。栗野、坂東、川端、小俣町の松倉あたりは泥海と化し、甚だしい所では屋根のみが見える状態であった。 床上浸水1,119戸、床下浸水2,465戸、中島小学校ほか8箇所に3,200人の避難者を収容。
4	昭和34(1959)年 9月26日	伊勢湾台風は、夕方から夜中にかけて猛威を振るって伊勢湾北部沿岸に未曾有の被害をもたらした。この台風の通過時間が高潮の時間と重なったため、伊勢湾北岸地域において防潮堤が各所で決壊し、甚大な被害があった。伊勢市では死者11名、負傷者378名、全壊家屋671戸、半壊家屋2,159戸、床上浸水137戸、床下浸水1,563戸の被害があった。
5	昭和49(1974)年 7月6日～8日	6月29日頃から雨が降り続いていたが、台風8号が接近した7月6日から大雨となった。大台山系では連続降雨量850mm以上を記録した。この大台山系を水源とする宮川下流では7日16時に警戒水位を突破した。下流右岸の御菌町高向では堤防が決壊寸前となったため、高向住民などが500俵強の土嚢を積み上げるなどの対策が行われ、決壊は免れた。 6日から7日夜の大雨は伊勢市を流れる勢田川を7日13時頃から氾濫させた。浸水面積は3,051haで伊勢市市街地の大部分と御菌町で家屋が浸水、死者2名、家屋全壊1世帯、床上浸水3,224戸、床下浸水10,924戸など、小俣町で床上浸水194戸、床下浸水523戸などの被害となった。この水害は「七夕豪雨」と呼ばれている。
6	平成29年(2017)年 10月22日～23日	10月16日にカロリン諸島で発生した平成29年台風第21号は、21日から22日にかけて日本の南を北上し、23日未明に伊勢市に最接近し、3時頃、超大型・強い勢力で静岡県御前崎市付近に上陸した。伊勢市では、台風を取り巻く発達した雨雲や本州付近に停滞した前線の影響により、アメダス小俣観測所で最大48時間降水量が539.0mm(これまでの最高値400mm(平成12年9月12日)の1.35倍)となり、観測史上最高値を更新する大雨となった。伊勢市では死者1名、床上浸水409件、床下浸水670件、店舗、倉庫等の浸水773件(平成30年3月31日時点)の被害があった。

② 地震

発生年月日	地震規模	地震名	津波	最大震度	災害の内容	伊勢の被害
明応7 (1498)年 8月25日	8.4	明応地震	○	7	室町時代後期の明応年間に起こった大地震。文献や発掘調査などから、東海・東南海・南海の三連動地震によるものと考えられている。高さ4mから10m程度の津波が房総半島から紀伊半島にかけての沿岸を襲った。	伊勢大湊で家屋流失1千、溺死5千、伊勢、志摩で溺死1万とされ、宮川河口付近にあったと推定される塩屋村では塩浜が被害を受け塩業が成立しなくなったとされる。伊勢市の大湊では波の高さが8~10mに達して「倒壊家屋1000軒、水死者5000余人」(大湊由来記)の被害を出した。
慶長9 (1605)年 12月16日	7.9	慶長地震	○	7	地震動による被害はほとんどなく、津波が房総、伊豆、紀伊、四国、九州を襲った。記録から推定される津波の高さは、房総と紀伊、四国で高く、静岡県沿岸で比較的低い。八丈島にも津波が襲って死者57人を出した。以上のことからこの地震は、房総沖(北緯34.3°、東経140.4°、マグニチュード7.9)と紀伊水道沖(北緯33°、東経134.9°)に同時に二つの地震が発生したものと考えられてきたが、南海トラフ沿いの遠州灘はるか沖合に一つの巨大地震が起きたという考えも出ている。	
宝永4 (1707)年 10月28日	8.6	宝永地震	○	7	日本の歴史上最大級の地震。マグニチュードは8.6と推測される。遠州灘沖と紀伊半島沖を震源とする二つの大地震が同時に発生したと考えられ、東海道・伊勢湾・紀伊半島が最も大きな被害を受けた。死者約2万人。家屋倒壊約6万戸、流失約2万戸といわれる。	宮川以北の伊勢国内においては、物的被害はともかく、死者はほとんど出ていないようである。神宮門前町の宇治・山田では「地裂ケ、水湧キ、天地モーニナルカト疑ハレシ」ほどの揺れを観測しているが、250軒余りの家屋が崩壊し、海に近い村々が浸水した程度に留まる。ただし、宮川下流の三角州に位置し、廻船の拠点として賑わっていた大湊では、村の存続に関わるほどの

発生年月日	地震規模	地震名	津波	最大震度	災害の内容	伊勢の被害
						被害を受けた。村内の小山が崩れて海となり、以後は人家の移転が相次いだため千軒の家数が半減し、120 艘も抱えていた船がわずか6,7 艘にまで減少したとされる。
嘉永 7 (1854) 年 12 月 23 日	8.4	安政地震	○	7	安政年間(1854-60)に起こった地震で、次の三つが著名。1854 年 12 月 23 日(安政 1 年 11 月 4 日)午前 9 時すぎに安政東海地震(安政地震 I)が遠州灘沖に発生した。震央位置は北緯 34°、東経 137.8°、震源域は遠州灘沖から駿河湾内の全長 200km 以上の海域におよんでいることが明らかとなった。有感地域は岩手県から九州におよんでいる。被害のひどかったのは、沼津から浜松に至る沿岸よりの地域と、富士川沿いに甲府盆地におよぶ地域である。	推定震度 二見 5~6 鳥羽 5~6 津波 鳥羽 5~6m 大湊 地震で多くの家屋が倒壊し、加えて 6~8m に達する大津波が集落へ遡上して田畑が広域に荒廃し、流死 63 人。 二見 津波高は 4~5m 四郷で堤防著しく破壊し、田畑 10 ha が荒廃。 津波の高さ 8~10m。
昭和 19 (1944) 年 12 月 7 日	7.9	東南海地震	○	6	東海・近畿地方を襲った。熊野灘沿岸で 6~8m、遠州灘沿岸で 1~2m の津波が発生。紀伊半島東岸では 30~40cm 地盤が沈下した。死者・行方不明者 1,223 人。	伊勢大湊で地震後 20 分で高さ 2m の津波が来襲し、流失家屋 154 戸、行方不明 1 人などの被害があった。
昭和 21 (1946) 年 12 月 21 日	8	南海地震	○	5	九州・近畿・中国・四国にわたり大被害を与えた地震。南海道地震とも。震源地は潮岬南西方 50km 付近。大津波があり、室戸岬で 1.27m、足摺岬で 0.6m 地盤が隆起し高知や須崎で 1.2m 沈下して水田 15km が海面下に没した。	
平成 7 (1995) 年 1 月 17 日	7.3	兵庫県南部地震 (阪神淡路大震災)	○	7	神戸市を中心とした阪神地域に被害を及ぼした災害。死者約 6,400 人、家屋全半壊約 24 万 9,000 棟、家屋全半焼約 7,100 棟で、鉄道・高速道路なども大きな被害を受けた。	

発生年月日	地震規模	地震名	津波	最大震度	災害の内容	伊勢の被害
平成 15 (2003) 年 9 月 26 日	8.0	十勝沖 地震	○	6 弱	釧路沖を震源として発生した逆断層型プレート間地震。北海道から東北地方の太平洋沿岸に最大約 4m の津波が襲来し、被害を及ぼした。	
平成 16 (2004) 年 10 月 23 日	6.8	新潟県中 越地震		7	逆断層型地震。北魚沼郡川口町（現長岡市）で震度 7 を観測した。大規模な余震が続き、地震発生前の長雨による地盤の緩みと重なって、地滑りなどの被害が拡大した。	
平成 19 (2007) 年 3 月 25 日	6.9	能登半島 地震	○	6 強	逆断層型地殻内地震。マグニチュード 6.9。石川県内の 3 市町で震度 6 強を観測。住宅全壊が 600 戸、半壊が 1,500 戸をこえる被害をもたらした。	
平成 19 (2007) 年 7 月 16 日	6.8	新潟県中 越沖地震	○	6 強	逆断層型地殻内地震。新潟県 3 市村と長野県 1 町で最大震度 6 強を観測。柏崎刈羽原子力発電所も被害にあった。死者 15 人、負傷者 2,000 人をこえる。	
平成 20 (2008) 年 6 月 14 日	7.2	岩手・宮 城内陸地 震		6 強	岩手県奥州市と宮城県栗原市で最大震度 6 強を観測。土砂災害による被害が大きく、400 人をこえる死傷者が出た。	
平成 23 (2011) 年 3 月 11 日	9.0	東北地方 太平洋沖 地震（東 日本大震 災）	○	7	三陸沖を震源として発生したマグニチュード 9.0 の地震。宮城県栗原市で最大震度 7 を観測。巨大津波を引き起こし、沿岸部を中心に甚大な被害が出た。津波は東北地方の沿岸部では最高潮位 9.3m、遡上高 40.5m に達する巨大津波が発生した。本震後も、岩手県沖から茨城県の広い範囲で余震が多発。死者・行方不明者は約 1 万 9000 人とされる。	
平成 28 年 (2016) 年 4 月 14 日	6.5	熊本地震		7	熊本県益城町で最大震度 7 を観測。熊本県を中心に、多数の家屋倒壊、土砂災害等により 200 名を超える死者が出た。	